

午前10時2分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において21番 北出寧啓君、23番 稲留照雄君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第9号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第14号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 谷 外嗣君。

監査委員（谷 外嗣君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成11年5月、6月、7月分の例月現金出納検査を執行しました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成11年5月分は平成11年7月14日に、平成11年6月、7月分は平成11年8月26日に、黒須監査委員と私が検査をいたしました。これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。議長（藪野 勤君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案第2号 泉南市情報公開条例の制定についてから議案第5号 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の制定についての以上4件、及び平成10年度

各会計決算認定18件を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案第2号 泉南市情報公開条例の制定についてから議案第5号 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の制定についての以上4件、及び平成10年度各会計決算認定18件を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成11年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて、平成11年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。専決理由でございますが、平成10年度泉南市老人保健医療費概算交付金及び審査支払手数料概算交付金の確定額が決定されました結果、平成11年5月31日をもって超過額478万2,000円の返還が生じたことにより、平成11年度予算におきまして不足額の予算措置が必要なため、専決処分をしたものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出それぞれ478万2,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,114万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、7ページから8ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

だきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 老人保健の超過分をお返しするというので、府費負担金が歳入でありますし、歳出の方も府負担金の返還ということなんで、もう少し——お金は実際には入ってこれを府の方へ返すと思うんですが、歳入の方は府の負担金ということで歳入するということなのですが、このところをもう少し御説明いただきたいのと、それから老人保健の金額は大変大きな金額でありますし、現在の傾向とこの超過分の明細をもう少し御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回の老人保健特別会計の補正予算の内容でございます。

まず、歳入の方の府費の負担金でというふうに説明欄に書いております。これは実は老人保健に係る歳入につきましては、すべて毎年概算請求という形で請求いたしております。そして、5月の末になりまして、それが一たん確定されます。その中で平成10年度、この老人保健特別会計におきましては、支払基金交付金、国、府、それから一般会計の繰入金と、こういった形の歳入になっているわけでございますけれども、今回この府の支出金につきましては、昨年度ここに金額を書いております478万2,000円、円でいきますと478万1,462円という、こういった数字になるんですけども、その分の超過額が出てきたということでございます。

そして、歳入につきましては、これはあくまでも前年度に入っております歳入でございますので、一たん過年度収入という形の歳入を組まさせていただいております。なお、内容としては、これは前年度に入ってきてる府の支出金ですと、こういうことでございます。そして、超過で昨年度入ってきたこの過年度収入を今回返還金という形で歳出の方でお返しすると、こういうことでございます。

それと、老人保健事業の具体的な内容という御

質問であったと思います。

平成10年度は決算書はまた後で出てくると思いますけども、医療給付費、それから医療支給費ですね。このあたりについては相当金額は伸びております。そして、決算額でいきますと、この医療給付費で約44億、それから医療支給費で約9,500万ですか、そういった数字が出ております。以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、これは歳入で過年度分というのは、いわゆる次の年の収入をその年度の会計に入れて、そして大阪府に返すと、こういう理解でいいんでしょうかね。

それから、どんどん老人の率がふえてきておるわけですね。今は70歳以上が対象になると思うのですが、どんどんこの率がふえて、現在48億4,600万というようなこういう会計が組まれて、これが実質的には健康保険なり社会保険に納めたものからその対象の金額がそこに歳入として、それから国なり府のそういう補助金が入られてこの会計が組まれておるわけなんですけども、今後どんどんこの金額がふえてくることは明らかですね。

そういう点で、この問題でこれからどういう懸念を財政面から考えておられるのか、それからどういう負担額を市の繰り出しとか、そういうようなことで影響があるのかということも、もしそういうようなことを——当然お考えになってると思いますので、そういう点での今後の老人保健の状況について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、先ほどの返還金の数字でございますけれども、これにつきましては、前年度の超過額の分が翌年度の収入に入っているという理解をしていただければいいと思います。要するに、平成10年度で超過した分が平成11年度に繰り越してそのまま来ておりますので、その分を精算する、前年度分を精算するということでございます。

それと、老人保健制度の今後の考え方とか状況でございます。

確かに、これから高齢化社会がどんどん進んで

いくという中にありまして、この老人医療制度というんですか、1つの大きな問題になってくる、これは事実でございます。ただ、その中でこの老人医療費がこれからふえてくるということですが、その辺を国の方も考えておられまして、今回、介護保険制度で医療費であります例えば老健施設の分、それから療養型病床群、この分については、現在医療費の方で決算されておるんですけれども、その分が保険制度に変わっていくといったところ辺、その辺である程度、保険の方に変わりますんで、現在の医療費というものの自体が少し、要するに決算上では減ってくるのではないかなと、そういうふうに考えております。

それと、あとこの医療費の面はそうですけれども、ただ医療費だけじゃなくて、その前の段階でやはり疾病予防とか、あるいはいかに病気にかからずに元気に御老人の方が過ごしていただけるかという、やっぱりその辺の施策も大事だと思います。ですから、こういった医療問題と同時に保健事業、この辺の充実もこれからは大事になってくるのではないかと、このように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 実際的には介護保険が導入されて、そういうお年寄りが体にいろんな機能を来して、病気ではないけれども、介護保険の分野に流れていくというんか、そちらが受け持っていくということで、老人保健については、むしろ財政規模的には少なくなっていくだろう、こういう見解だと理解をしたわけなんですけど、そういう点で老人保健の分野でいえば、やはり介護保険ということで、負担というんか、担うべきものが少なくなるという、そういうような説明と伺いました。

そういう点で、これから介護保険の問題が来年の4月から実施されていくわけなので、その辺との整合性をうまく議会なり市民にも説明をする中で、よりよい老人に対するケアという問題を総合的にやっていただきたいと思っております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどからの質疑応答のやりとりを聞いておられまして、谷部長がこの48

億4,600万何がしかの膨大な老人会計の予算ですね。これがある程度減額されてくるんだと、こういうふうに言われました。

ある程度と言われて、私の聞き方が悪いかもわかりませんが、ある程度というふうに聞きますと、ほんの少しと、こういうふうには聞こえるんですが、例えば介護保険ですね。これで療養型病床群の関係とそれから老人保健施設ですね。この2つの特にお年寄りが長期にわたって入院をされるそういう関係の、現在は医療機関ですが、その部分が今度は介護保険制度にということで、いわゆる支払基金の方からこの老人保健会計に拠出されてまいります11億何がしかの大変な金があるわけですが、その分のうちどれぐらいがいわゆる介護報酬の方に回って、医療報酬から削減されるのか。

それと、もう1つ、当然国保会計から支払基金の方へ健保の方と案分割合で、当初は6.5対3.5というふうな割合でしたけれども、今は大体フィフティー・フィフティーということになってるわけですが、そういう割合で国保の方から支払基金の方へ案分比率で拠出されるわけですね。その分への影響はどうなるのか。その辺ちょっとお示しをいただけますか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今の和気議員の御質問は、介護保険制度が導入された後の老人保健特会でありますとか、あるいは国保特会、これの影響額というんですか、どれぐらいになるかという御質問だったと思います。

この分につきましては、ある程度我々試算した段階で具体的に何千万円単位といったような数字でお答えできるのではないかなと思うんですけども、こちらの方の試算では国保特会、それから老健特会の要する拠出金という形で上がってくるんですけども、大体3,500万円程度減額になるのではないかなと、こういうふうな試算をしております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は幾ら減額になるかというふうな話を聞いたのではなくて、もう一度言いますと、老人医療の関係で従来老人医療で見た老人保健施設の関係、それから療養型病床群の関係ですね。これの総費用、これが丸々介護保

険の方に移るわけでしょう。総額で一体どれくらいになるのか。そして、それによる影響額が国保会計の方へどう反映されるのか。こういうことを聞いたんです。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まことに申しわけございません。この医療費につきましては、現在資料の中で老人特会の中で老人保健の分、それから療養型病床群——この療養型病床群につきましては、医療費の中でトータルベースであらわされておりまして、この分については数字をお示しすることはちょっとできないのではないかと、そういうふうに思います。

今現在持っている中で、老人保健施設ですね。それに係る分の資料というのは、ちょっと今持ち合わせがないので、その数字についてはちょっと御容赦願いたいと、このように思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 資料を持ち合わせてない。それ以上私言いませんけれど、これは介護保険をどう運営していくかということで、一番基本になる点でしょう。そうでしょう。

結局、果たして介護保険で老人医療を抱えた方が安上がりになるのか、市の財政として、トータルとして。従来のやり方の方が安くなるのか、一体どちらが市の財政にとってメリットがあるのか。上乘せとか横出しとか、そういうことは別にしてですよ。今の同じような状態の老人医療と、それから今後移るであろう福祉介護ですね。それをトータルした場合、どちらの方が市の財政にかかわって影響額が少ないのか、多いのか。そういうことを聞いているんです。

これは老人保健にとっても大きいでしょう。老人保健48億、国保会計より多いんですから、いわゆる持ち出し、総費用額については。その老人保健の今後のあり方はどうなるのか。こんな478万2,000円ぐらいの収支差し引きの問題違いますがな。基本的に大変な問題ですよ。そのことについて資料を収集してないと。こんなことでは、よそではそこからむしろ介護保険の方に移行することによって、市の持ち出しが、ある市では2億なり、1億なり少なくなるんだ、それを新たな施

策に充てるんやと、こういう試算をきっちり出してるんですよ。

私がいつも言うように、阪南市でも7人でやる体制のところを、市は人件費をけちって当初2人でやるというふうな、そんな貧弱な体制で事を始めたから、出すべき資料も十分に今の時点でも出てない。答えられないんですよ。市長ね、こういうところへ人減らしのしわ寄せが具体的に出てきているんですよ、人数をけちった点が。阪南でも7人でやった、岸和田では30人でやった、ところが泉南市では2人で出発した、1年間。だから、必要な資料収集さえできなかった。

そういう泉南市の財政再建の基本的な方向が、そういう福祉に大変な影響を与えてきているんですよ。減らすべきはやっぱり大きな公債費にかかってくる、公債費が非常にふえてきたと。15%を超えるような状態になってきている、公債比率が。その影響である大型開発、この辺を一般質問でも我が党だけではなくて、今回はまた別な角度から、市長の与党の側の皆さんからも質問があった。まさに、そこに影響があるんじゃないですか。その辺をやっぱり中期財政展望では明らかにしていくと、これが本来だというふうに思うんですよ。

私は、もうこれは余りそこへ行きますと、違う案件での質問になりますのでやめておきますが、その辺市長、こういうふうなところへしわ寄せが出てきている。やっぱり福祉には人の手当てを十分やって事を運んでいく。4月1日からですから、その辺一言だけお答えください。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 数字がちょっと来たようでございますので、先に答えさしたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 申しわけございません。ちょっと資料がたくさんありまして、探すのに時間がかかりまして申しわけないです。

先ほど申しました3,500万程度とかいいますのは、これは実は市が各会計に繰り入れをしておりますその繰り入れの額がこれぐらい影響が出て

くるのではないかという数字でございます。

それと、あとこれは予算ベースでこちらが試算している数字なんでございますけれども、平成11年度予算で老人保健施設の方では約9,100万円、これぐらいの医療費が介護保険サービスの方に行くのではないかという試算をしております。それと療養型病床群につきましては、約10億3,600万程度の数字が介護保険サービスの方に移行すると、こういう試算をしております。

以上でございます。(和気 豊君「それと国保の影響や、それに対する」と呼ぶ)

それと、国保と老健の繰り入れ額で3,500万程度と言いましたけども、国保と老健の区分についてはちょっと今数字を出しておりませんので、御了解願います。

議長(藪野 勤君) 向井市長。

市長(向井通彦君) いずれにいたしましても、これからの高齢化社会を控えての福祉全般、特に来年から介護保険制度が始まるわけでございますので、確かにスタートは少ない人数でございましたけども、今年度から充実した形で1つのそういう専門的な課も設けてやっておりますので、当然健康福祉部の中で介護保険と老健と国保、相関係する部分がかかなりあると思いますので、そのあたりの連携を十分図って、遺漏のないようにしたいというふうに存じます。

(和気 豊君「結構です」と呼ぶ)

議長(藪野 勤君) ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藪野 勤君) 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第2号 平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

(報告書朗読)

議長(藪野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました報告第2号、平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費精算報告書について御説明を申し上げます。

下水道建設費、南海軌道横断(樽井5号踏切)管渠築造工事につきまして、平成7年度から平成10年度までの4年間の継続費を設定し事業を進めてまいりましたが、事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をするものでございます。

本事業の総支出済額は15億6,898万2,590円でございます。詳細につきましては議案書の11ページに記載をいたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(藪野 勤君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。——島原君。

17番(島原正嗣君) 簡単に1点だけ御質問をしたいと思うんです。

質問の前にちょっとお願いをしておきたいと思うんですが、この11ページに記載をされている、今助役さんから御説明がございました資料の数字なんですけども、できればもう少し次回から大きくならんものかな。これはちょっと顕微鏡か、望遠鏡というのは必要ないと思うんですが、老人用の眼鏡をかけないと、私もそのうちなるかも——なってるんですが、ちょっと小さ過ぎて、これは経費の節約が何かわからんのですけども、もっと見やすいように、申しわけないですけども。助役さんは目がいいからお月さんでも星でも見えるんでしょけども、ちょっと勉強するのに時間がかかり過ぎるというふうな面もありますので、ぜひひとつ御配慮いただきたいなと、これが1点です。

それと、今御説明ございました7年から10年度までの継続費についてはわかるわけですが、事

業の内容ですけど、全体の下水の普及率はこの時点で何ぼなのかと。将来的に年間どのような形の普及率というものを本市としては考えておるのか。

以上、お答えをいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） お答えいたします。

まず、事業の内容でございますけども、南海の軌道横断に雨のボックスカルバートを入れる工事でございます、大きさは横幅が約4メートル、高さが約3メートルのものでございます。

それに、ここは関西電力並びに大阪ガス、それに泉南市の上水道の共同施工でございます、いわゆる一般的に申し上げます共同溝的なものの構造でございます。延長は約50メートルでございます。工法につきましては、推進工法になっております。

それと、普及率の点でございますけども、この工事につきましては雨の工事でございます、今ちょっと資料を持ってないんでございますけども、本年、10年度末の普及率は約3割に達しました。

財政改革の中で事業費も落としていくという中で、今後どういふような普及率の伸びになっていくかは、来年度予算も今編成中でございますので、具体的な普及率の伸びにつきましては、今後また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 意見にかえさせていただきませんが、現在の7年から10年度までの事業内容はよくわかりました。ただ、問題は今後の下水の普及率ですが、いまだ泉南市域全体から見れば計画のないところもございまして、山間部の方は特におくれているように思いますが、できるだけ全体、トータル的に下水道が普及されるような施策を具体的に進めていただきたいなど。意見として申し上げておきます。

終わります。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） この樽井5号踏切ですけども、4年間かけてやっておられるんですけども、きのうの一般質問の中でも出てきたんですけども、

歩道の設置ということで、過去の議会の中でも歩道を何とか拡幅してくれというふうな地域からの要望もあり、各地域議員の中からも要望があったわけですけども、それらが完成して16億程度の莫大な費用を通じてやっとなるんですけども、そういう地域からの要望についてどの程度考慮されたのか。完成した時点を見ればもとの踏切の幅と一緒にであるということで、つい先日も6号踏切で痛ましい事故があったわけですけども、そういう児童、歩行者の安全を確保するための措置をどのようにとられたのか、その辺のところをちょっとお示してください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 南海の5号踏切につきましては、これは府道の鳥取吉見泉佐野線の踏切でございます、大阪府といたしましては精力的に南海電鉄と踏切の改良について取り組んでおるということでございます。

おとついでですか、一般質問で私お答えさせていただいたように、泉南市としても逆に大阪府の方から協力を求められておるというような状況でございます、踏切の改良については、事業部の方で大阪府と協議しながら南海電鉄と話を進めていくということになっておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 工事が完成してから府の方から協力を要請されてるという答弁ですけども、工事が完了するまでにやっぱり歩道の確保ということをやっておれば、あそこの特に男里浜地域の住民の方の要は踏切における安全確保ができるわけですけども、工事が完了した後、いろいろ協議してやると、そういう後手の対策というのはどういふものかと思うわけですけども、その辺についてはどういふふうにお考えですか。

議長（藪野 勤君） 上山君に申し上げます。今は下水道の工事の状況でございますので、踏切の方から少し的外れておりますので。上山君。

18番（上山 忠君） 議長、そう言われるけど、下水道工事に附帯した安全確保のことを言っただけで、僕としては踏み外したような質問をしるとは思いませんけども。

議長（藪野 勤君） 上山君に申し上げます。場

所が論議の対象の場所とは異なります。上山君。

18番(上山 忠君) 場所と言われるけど、5号踏切でしょう、この工事の内容は、今ここに報告案件で出てるのは、下水道の。

要望だけにしときますけども、やっぱり工事をやるに当たっては、最終的に復旧されるわけやから、こういうことも——これは要望とか意見が出てなかったら何も言いませんけども、地元から要望が出る案件ですので、その辺をもっと考慮されてやられた方がよかったんじゃないかという感じがしますんで、意見だけにしときます。

議長(藪野 勤君) ほかにございませんか。——小山君。

2番(小山広明君) この報告書を見ますと、計画と実績の関係でございまして、これは計画では一般財源は340万というように計画されて、実際的にはこれは5,200万ですから大変多くかかるとるんですね。

そういうことで、この辺は、これは財政——こういう長きにわたって行う工事については、当然単年度ごとの財政運営に大きな影響を与えるということでこういう報告が義務づけられてると思うんですが、この辺の一般会計が計画に対してたくさんかかったという点についての御説明をきちっといただきたいと思います。

それから、地方債は下がっておりますし、国の分も下がっております。その分が一般会計でふえておりますので、その辺の御説明をいただきたい。

それから、これはいわゆる踏切でいいますと男里の浜に渡るところのあの大きな踏切の下を共同溝が通つとると思うんですが、私もちょっと興味があって、南海線をどれぐらいの川が従来渡っておるのかなということで、ずっと歩いて1回調べたことがあるんですが、小さな15センチメートルぐらいの溝も含めて南海線の下を約60カ所ぐらい小川が通過しとるんですね。

これを共同溝にして、全体で実績的にも15億円の大きなお金をかけて、確かによくはなったと思うんですが、安全も考えた大変高価な工事になったと思うんで、従来やはり恐らく線路がつくまでに小川があったところに、南海電車は自分の負担でそこにいろんな、幅の広いところでは2メー

トルぐらいの水路を設けてきたと思うんですが、そういう従来ある施設ですね。これはほんとに3メートル間隔とか10メートル間隔でいっぱいあるわけですから、浸水対策上は実際的には機能するんですが、なかなか維持管理がされてませんね、ほとんど。

こういうものの浸水対策もこの工事はあって、こういうことをやったと思うんですが、そういう長い歴史の中で従来からある水脈、水路の部分の維持管理も同時にきちとやっていかないと、こういうことをつくることによってよりそういうことに関心が薄れて、実際大きな水が出たときには、線路を通つとるこういう後でつくった水路はやはり数少ないですから、そういう点での維持管理も今後はきちと頭に入れてやってもらわないといけないと思うので、そういう現在南海線の下をくぐっている水路についての調査、そして定期的な維持管理をきちとしてもらって、浸水がないようにしていただきたいということで、その辺の認識とお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

議長(藪野 勤君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) 小山議員の御質問の財源内訳の件でございまして、この工事は先ほど申し上げましたように下水道単独だけではございませんで、関西電力、大阪ガス、それから泉南市の水道との共同施工になっております。また、南海電車の下を非常に浅いところに入れてる雨の工事でございます、雨の管渠ですから高さが制限されてるということで、土かぶりが南海電車のレールの面から非常に浅いところを通っております、非常に特殊な工法をやっております。その中で各企業体の負担割合を決めるのに大変時間がかかりましたもので、その分の工期がずれてきたと。

それで当初財源といたしましては、一般の地方債のほかにはいわゆる府貸し——大阪府の方から債権をやっていただいておりますけども、この府貸しにつきましては、工期を延長することによって帳消しになるというものでございますので、このいわゆる府貸しの分が一般財源に回ったというようなことでございます。

それと、水路の維持管理につきまして、今先生

おっしゃいましたように60カ所ほどあると。私
まだすべて見ておりませんが、中には水が流
れてる水路、それからある程度土砂が堆積したり
雑草が生えたりする水路もあるようでございま
すけども、水路計画とそれからこの工事でやりま
した公共下水道の雨水管渠の進捗状況と兼ね合い
しながら、既存の水路につきましても維持管理に努
めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 予定されておった府貸し分
が、期間が長くなったことで出なくなったと。ち
よっとこれは聞き捨てならないと思うんですね。
何でそういうことが起こるのか。これはやっぱり
市長もおられるわけですから、もう少し政治力を使
って、延びた分についてはどっちみち出す予定
だったと思うんで、延びたには延びた理由がある
と思うので、そういう単純に延びたから府から出
るものが一般財源に回ったと、こういう説明だけ
じゃちょっと納得できないですね。

行政間同士ですから、その場で手を打って何か
知恵を出すことは何ほどもあると思うんですね。
もともとくれない金をくれと言うんだったらそれ
はちょっと無理だと思うが、初めから渡しますよ
と。それが泉南市の都合で少し期間が延びたから
出ないと。この説明はちょっと納得しかねるので、
なぜそういうことになったのか、もう少しきちっ
と説明いただきたい。

それから、最後に言った既存の南海電車の線路
の下を通ってる水路については、ほんとにここで
あなたが言ったようにちゃんと調査をして、その
ことの方が実際的には機能しとるわけですから、
こういう共同溝をつくることによって、これだけ
じゃなしにほかにも共同溝的なところを、南海電
車の下を膨大なお金をかけてやっとするわけです
から、そういう点で既存の水路のことは、今言っ
たことはちゃんと実行していただきたいと思いま
す。

それはそれで結構ですから、府貸しの分が一般
財源に回ったことについて、もう少し詳しく説明
いただきたい。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今の御質問の

点でございますけども、府貸しといえますのは、
ことしも要望しておるんですけども、通常の工期
内で終わる工事につきましては、今のところ府貸
し制度はございます。

ただ、今回のように年度延伸と申しますか、毎
年工期が延びますと、工期の延びた工事につきま
しては府貸しが適用できないと。これはもう行政
間の協議ではありませんで、そういうような形で
毎年運用されておりますもので、例えば協議した
からといってそれが飛ぶのを避けることができる
というものではございません。年度延伸しますと、
それに連動して府貸しの部分がなくなってしまう
性質のものでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） これは15億の事業です
から、年度に終わるといのは、初めからそういう
事業じゃないでしょう。そして、当初は一般財源
を340万と組んだるわけでしょう。当初から年
度内で終わる事業じゃないですよ、これは。34
0万組んだるのに、実際的には10倍できな
いでしょう、一般財源で要っとるのが。

府貸しとなると、地方債に入る——初めはもし
府貸しで貸していただけるということであれば、
地方債の方に初めの計画は入れるんですか、一般
財源の中に入れるんですか。

初めから年度をわたってやる事業ですから、ち
よっとその説明では——これからだったらわかる
んですよ。これからどうするかという話はわかる
んですが、ちよっとこの説明では不十分なんで、
私も何回も質疑して議長に迷惑をかけるのも嫌な
んで、1回でちゃんとわかるようにしてください
よ。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

5号踏切のこの工事でございますけども、年割
額というて、7年から10年度まで年割額がござ
いまして、その年割額の工事を進めてるわけ
です。その年度の工事がおくれた分については府
貸しがつかないと、府の貸し付けがつかないと、こ
ういうことでございます。

それから、地方債のところは府貸しも全部入る
わけでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。回数が過ぎておりますので、まとめてください。

2番（小山広明君） だから、年度がわたっても年ごとの計画どおりいけば府貸しは出ると、こういう説明ですね。そういうことでしょうか。そして、10年度じゃなしに——これは10年度で終わってるんでしょう。

だから、初め300万の予算を組んどるんですわ。それで、結果的に実績では10倍以上一般財源が投入されとるんですわ。その理由は何かいいたら、年度に工事が終わるんであれば府貸しは貸していただけるけども、年度を超えた場合には大阪府は府貸しをしないんだと、こういう説明でしょう。あなた今最後に出てきたのは、年度を超えようが、年割額というんですか、年度割額、15億あっても1年間に5億、5億、5億とやればおきるけども、その予定が狂ったらおきないと、こういう説明でしょう。

そしたら、もう少し300万が5,200万も一般財源からこのお金のないときに出しとるわけですからね。じゃ、初めは府貸しのこの地方債の中に入るとるんであれば、5億6,000万円の中に国からの採択の地方債借金もあるし、府貸しも入るとるんですわ。それが、実際に計画では5億600万が、地方債も減ってますわな、4億4,400万に減ってますでしょう。だから、この分が一般財源の持ち出しになったわけでしょう。そこをもう少し——わからないですよ、あなたの今の説明では。議長わかりますか、これ。わかりませんでしょう。僕はわからないんですけどね。だから、なぜ府貸しがだめになったのか。どの年度の年割でふえたのか、だめになったのか。ちゃんと説明してください。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） どの年度でどれだけという資料を私持ち合わせておりませんが、基本的な考え方として、市の方で4年間の計画を立てて毎年度これだけの事業をやるということで決めておる、それはそれで私どもの計画ですからそれはいいわけですけども、府貸しといえますのは、府貸しの性質上、毎年毎年の事業に対して各市町村が

ら上がってきたものについて、どれだけ貸すかということを決めていくわけですね。

したがって、毎年の協議の中で、例えば泉南市は9年度にはこれだけやったと、それに対してこれだけ府からお金をお貸ししましょうということを決める。ただ、それが9年度には例えば5億の仕事をする予定でやったんやけども、実際3億の仕事しかできへんかったと。だから、それに見合う分しかお出しはしませんよということで、毎年府の方で査定をされていきます。

それと、府も御承知のとおり財政状況でございますんで、府貸しの枠というのは年々厳しくなっております。その中で減っていったということでございます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。

〔小山広明君「議長、その説明じゃだめですよ。議長、遠藤助役の説明でまた矛盾してきとるわけだから。矛盾したまま終われませんか、これは。議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。

〔小山広明君「議長が整理してもらってもいいですよ、今のをね。府の財政が厳しくなったらこうなったということと、先ほどは一応...」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、遠藤助役が説明されて余計わからなくなったんですよ。府は財政的に厳しくなった件もあってというのがまた加わったんですよ。そうじゃなしに、今例に出しましたけども、年度の計画分で5億円が3億円しかやれなかったと。そしたら3億円に見合う分は府貸しはきくと、こういうことですね。こういうことも初めは説明なかったんですよ。そしたら後の不足した2億分が減って、それが一般財源の持ち出しになると、こういう説明なんですか。

だから、そういうことであれば、4年間にわたって工事しとるわけだから、こういう一般財源がふえるものについては、7年度ではこうだったと、これだけできなかった。8年度ではできなかった——できないんでは困るんだけど、そういう厳しい状況があればやってもらわないと困りますよ、それは。そのことをのほほんと説明されたんでは、

やっぱりこれは審議のことからいっても問題ですよ。金が要らなかつたら別やけどね。それだけ一般財源が、貸してもらはずのお金が貸してくれないわけやから、一般財源を出さなあかんわけでしょう。

そういうことからいったら、もう少し、7年度はこうだった、8年度はこうだった、9年度はこうだったと、でこうだと。そのできなかったのは理由がいろいろあるでしょう、工事をできなかった理由がね。それもやはり不可抗力なのか、市の指導がだめだったのかというのを我々判断をしてこのことの議論ができるわけですから、もう少しこういう財源の問題、特に市がお金がたくさん要ったというような問題については、ちゃんとやっぱり中身を説明してもらわないと困りますよ。このままずるずると質問を何回したんだから終わりますと、これじゃやっぱり議論になりませんよ。だから、議長の方でまとめていただいてもいいですよ。そのことをちゃんと説明していただけるようにね。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） この南海5号踏切の工事なんですけども、まずおくれた原因につきましては、これは先ほど申し上げましたように、各企業体との共同施工であると。

それと、もう1つは、これは市が直接工事請負に出してるものではございませんで、南海電鉄に委託して工事してるものでございまして、通常の工事請負とは違いまして、工程管理の連絡調整等はやってるんですけども、主体的に泉南市の指導によって、この工事に関しまして南海電鉄が受託した工事を主体的に工程調整することは、この工事ではできかねます。軌道直下の特殊な工事でございますので、列車への影響でございますとか、それから先ほどありましたように、地元の調整でもいろいろ協議に時間を要したと聞いております。

そういう各企業体との調整並びに工事中は南海電鉄の方で鋭意努力していただきまして、こちらも要望はしたんですけども、結果的に工期が長くなってしまったということで、各年度におきまして当初予定していました府貸し分が適用されなくなったということでございます。年度延伸した分

につきましては、府貸しの分はゼロになっております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。

〔小山広明君「議長、ちょっと意見にしときますわ。議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 質疑ですか。

〔小山広明君「いやいや、もう意見にしときます」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 意見は受けませんので。

〔小山広明君「いやいや、質問したんだけどね、僕納得できないですよ。議長、あと1回」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） ちょっとこれは資料としては十分出ておらないので改めてお聞きしたいんですが、実績のところのその他のところ、いわゆる受託事業収入だという御説明であったんですが、受託事業収入——大阪ガス、関電、水道でその割合、金額を資料として、この内容の説明の数字を本来どこかに付記でもつけておいてくれたらよくわかるんです。それだけしかなかったのかなというのが僕の疑問なんです。その3つですか。3つか4つあるんか知らんけども、いわゆるその他の財源というのは、この受託収入の3つだけであったのかどうかわからないんですよ。だから、それを正確に知りたいと。

それから、もちろんこのもともとの事業の根本は、南海の軌道横断をする管渠の築造工事でしょう。いわゆる雨水管の工事なんですよ、本来は。そこへ関電とか皆乗ってきたということなんでね。

そこで市の雨水管管渠の整備ということになると、浸水対策事業になるんですから、府の企業局からの負担金は財源としてなかったのかどうか、そのことも改めて聞いておきたいなと。この財源内訳の中にはそういう項目がちょっと見当たらないので、わからないので、その点をはっきりしておいていただきたいと。よろしく。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今の林議員の御質問に対してお答えいたします。

特定財源のその他の内訳でございますけども、

約5億7,800万、正確な数字は今手元に資料がありませんけども、大阪ガス、それから泉南市の水道、関西電力、約3分の1ずつでございます。金額的には1億7,000万から2億1,000万程度で、多少ばらつきはございますけども、約3分の1ずつ負担していただいております。

それと、企業局の負担でございますけども、雨の整備でございますので、企業局からの負担はいただいております。それにつきましては、この財源内訳の中には入っておりませんで、地方債の償還でいただくということになっております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 今の話は、当初の府企業局との協議の内容とは違うんですね。そしたら、それはどういうことになってるのか、明確に数字を出してほしいと思いますよ。はっきりさししてほしい。

償還に使ってもらうというけども、償還という地方債、ここでは4億4,410万ですか。全額そういうふうに企業局がこの返済に——これは何年かかって返済するんか知らんけれど、全部持つということなんでしょうか。

こんなことを本会議場で僕ごちゃごちゃ質問を本来したくないんです。これを見て必ずあるはずのものが無いから、この項目の中に。こんな説明資料として出されたら、嫌でも質問せないかんのですよ。だから、地方債——今の言ってる質問の内容も全部きちっと本来は事前に資料として添付しておれば、質問する必要もないんです。見て納得ですよ。悪いことしてるんと違うんやから。

それから、これはメーター当たり、とにかく1メーターの管渠で2,960万要ってるんですね。そうすると、大阪ガス、関電、水道、これらの内容を除いた場合に、市の雨水管として何ぼ要ってるんかなという計算も含めてしたいんですけども、ちょっとそれはわからなかったらできなかったんですけど、ちょっとその辺——私は別にそのことを聞きただしてこれは是正せないかんとかいう話じゃないんで、資料としてきちっと出して、後でも示していただけたら結構ですけども、それはきちっとしてほしいということの要望なんです。

今の地方債を見るという話はちょっとわからないので、そこだけ明快にしておいてほしい。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） お答えいたします。

ちょっと訂正させていただきたいんですけども、企業局負担金でございますけども、地方債ではございませんで、一般財源の方でございます。私、共同施工の中身とふくそうしてありまして、答弁を間違えたことを……（林 治君「ちょっと聞こえにくい、わかりにくい」と呼ぶ）企業局につきましては、一般財源でございます。この特定財源の中の共同施工の部分とふくそうしてありましたもので、答弁を間違えたことを訂正させていただきます。

また、資料は提出させていただきます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 余り時間をとるつもりはないんですが、それじゃ先ほどの答弁は撤回されて、地方債の返済を府企業局がやってくれるという、まあいうたらそういう答弁はこれはもう撤回で、実は一般財源の中に入っていると、こういうことですね。当初340万と見ておったけれども、それが5,231万になったのは、そこに府企業局の負担が入っていると、こういう意味ですか。

もしかそれとなると、大阪ガスや関電、水道については、府企業局負担は府自身だつてする必要はないわけですが、雨水管渠に対する必要な約3分の1の負担は、府企業局が本来持つべきなんですよ。その約束があるんですよ。それがこの中でできていないんじゃないかなと。

市の財政負担ということで考えれば、私は簡単に考えれば16億の仕事でしょう。大方5億近くは府企業局が負担してくれるはずのものだと思うんです。ただし、関電や大阪ガスのためにまで府企業局は負担はしませんから、その分を除いた残りを負担するんじゃないかなと。10億残ったら10億のうちの3億数千万は、本来府企業局が負担してくれるはずなんですよ。そのことが数字として明快に出ていないから、私はその点を疑問に思って質問してるんですよ。

この点を明快にさせていただいたら、ほんとはこ

これは事前にこういうことですから、そうでなかったらそうでない理由も明確にこの場で私はしていただかないと、後で資料を見てもこれはしもてたら話にならるので、その点はちょっと考え方として、そうでないならそうでないという考え方をきちっと説明を先にしていただきたい。でないと、これは昭和61年の空港建設の際の府企業局との話し合いの協議の内容と違いますよ。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 御指摘のとおり、その他の財源5億7,800何がしというのは、これは企業局負担が入ってません。それを除いた分の10億何がしの3分の1というのは、企業局負担が入っております。それが一般会計の方に入って、この中には入ってないという、こういうことでございますので、よろしく御理解のほどを。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 今ので余計わからんようになったんですよ。基本的な私の言うことについては認められたんですが、数字としてここへは出ておらないんで、その3分の1ということになると、10億の3分の1は3億3,000万ですわ、簡単に。3億3,000万がここで5,231万しか一般財源としてなってないんでね。そうでしょう、財源内訳ですから。それじゃ、計算のしようがあれへんです。

僕はむしろその他のところに入っていて、ちゃんと内訳出したら出てくるという形が一番普通の形やと思ってるんですよ、その他のところで。でないと、府企業局の負担したやつが一般財源というのはちょっとおかしい。ちゃんと別枠で書いとかないかんですよ。その数字が出てない。これは合うてないですよ、この計算が。それとも、その金を下水道へ入れんと、市の一般財源の方へ入りましたんですか。何かわからんですわ。これはちょっときちっとわかるようにしていただきたい。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 基本的には今下水道部長が申しましたように、企業局負担がトータルのに、大ざっぱでいいますと10億程度の3分の1という形で入ってるわけでございますけども、それは各年度ごとでその事業実績に合わしまして企

業局負担として一般会計にも入ってるということでございまして、その資料につきましては後で提出させていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） まとめてください。林君。
22番（林 治君） それはわかってるんですわ。この事業の財源内訳を全部出して——わざわざ財源内訳を出してる報告書ですからね。入ってるけど、ここへ書いてないという理由がわからんですよ。議長、別にもともと何回もやる気ないんですよ。ちゃんと資料出してくれたら別にいいと言うてるんですよ。質問する必要もないぐらいなんですわ。

だけど、今言うてるその意味がわからないんです。それぞれの事業で出すんですよ、府企業局は。私はきちっとその点しておかないと、この間もどこかやったかな。どこの市やったかな、国に何十年間うそだまして返したとかね。私はちょっとこの辺のことはわかりませんから、当局はよくわかってても。

だから、そんなことはきちっと議会に、しかも議会もこれを承認したと。ところが、大阪府はこの事業のためにここへ金出してるのに載ってなかったと。そんなもん議会も承認したんやと。これどないします。その点はいいいんですか。市当局は責任持って、こんな資料でいいんですか、そしてたら。ちょっとそのことも含めて、一般財源入ってますという話も、それじゃどうなのかということもちゃんと言うて下さいよ。

議長（藪野 勤君） 答弁を願います。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） りんくうタウンの開発に伴う企業局のいろんな負担につきましては、事業のやり方によっていろんな会計処理の方法をとっているものというふうに理解をいたしております。したがって、今御報告を申し上げております下水道事業の特別会計というもののいろいろ実績の内訳の中に、直接この事業にかかわって企業局が例えば3億数千万という形で負担をしたという実績は載っておりません。

これは15億余りの事業について、国府支出金、地方債、その他一般財源というふうに分かれておりまして、この中でどれだけ企業局が負担をして

るかというのは直ちにあらわれてきません。ただ、負担を算定する際にはこの事業費のうちの幾らかを見るということで、企業局が合計数億のお金を負担をするということにして、その支払いについては、一般会計の方に財源として入れるという手法をとったというふうに考えております。その辺はもう少し明確に資料として自後に出さしていただきたいと。

そういたしませんと、この事業について特定財源という形で企業局から金が入ってくるということになりますと、いろんな地方債あるいは国のお金等々への影響があって、市にとってメリットが少ないということも考えた上での結論だと思えますが、それも今の推計といえますか、私の考え方ですので、その辺のことも含めて明らかにしたいというふうに思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それでは、府から出向されてる遠藤助役がわざわざそうおっしゃってるんですから、私はそれで納得云々というよりも、そういう報告が議会であったということで、私は本来的にはそれぞれの個々の事業で、そういうものがきちっと負担金というふうを書くべきではないかなと。後ほど決算書の中にもそれは出てきますから、例えば決算書の92ページ、昭和橋の負担金でこうだとか、そういう形のものもありますから、私はこの会計でそれぞれ負担をいただいとということになるのが普通ではないかなと。これは私の考え方として言うておきます。

ただ、その点はきちっと明快に議会側に示していただけるんですね。直ちにね、本定例会中에서도。それはよろしいですか。その点確認だけさしておいていただかないと。そしたら私はこれで、その点御回答いただければいいですよ。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この事業の継続費の精算報告書につきましては、9ページに表記してございますように、施行令の第145条第2項の規定ということで定められた様式がございまして、これが11ページに記載してございます報告書になってるわけでございまして、それに基づきまして

報告さしていただいたということで、先ほど助役が答弁いたしましたように、あとは市と企業局の負担とか、その辺の割合については、別の資料をもって後日提出さしていただくということで、御了承をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第8、報告第3号 平成10年度泉南市土地開発公社経営状況についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第3号、平成10年度泉南市土地開発公社経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。13ページでございます。なお、この報告案件につきましては、去る7月21日に開催されました土地開発公社評議委員会に御報告を申し上げるとともに、同日開催の理事会におきまして認定をされたことをまず御報告を申し上げます。

決算の内容につきましては、議案書の15ページから22ページに記載をいたしております。

収支決算書について御説明を申し上げます。19ページをお開きを願います。

主な事業収入といたしまして、土地の売却収入2億1,115万881円、銀行等借入金2億2,912万7,000円でございます。収入合計額は4億4,117万4,851円でございます。

次に、支出といたしましては、20ページに記載をいたしておりますが、土地取得費の1億3,511万736円、面積では1,200.47平方メートルを公共事業用地として先行取得をいたしました。取得の内容は、道路新設改良、砂川堰井線、信達溝井線の各用地の取得でございます。その他も合わせまして、支出合計額は5億2,858万3,642円でございます。

開発公社の平成10年度末公有用地の明細につ

きましては、21ページから22ページにお示しをしているところでございます。

なお、平成10年度の当期損失は、17ページに戻りますが、17ページの最下段にお示しをいたしておりますとおり、918万9,329円となりましたことを御報告を申し上げます。

以上、簡単でございますが、平成10年度の土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） この中で最後の明細の中で、実際に土地を買ったのとその後金利を払ったものがちゃんと明細が出て合計されとるんですが、一番最後のこれは平成9年からの購入日付になるものについては、これは実態はもう金利も含めたものを公社が取得したと。これは実際は土地を持ってる方から取得したんじゃないに、協会が持ってたものをここに併合したということで、この辺はやっぱりこの土地そのものの購入原価とその後金利がどうかというのは、ちゃんと報告してもらわないと困ると思うんで、これはちゃんと報告をいただきたいと思います。

それから、戻りますが、この1,200平米の売却についての取得原価と金利はどれぐらいになったものを市が購入したのかと。ここの御説明をいただきたいと思います。

それと、評議委員会というんか、評議会で我々議員も入っているこの問題の議論をします。その後、市の職員だけで理事会を開いて承認されという表現ですが、この辺がなかなか議会にも市民にも見えないわけで、大変重要な会議ですので、この辺のどういう議論があったのかという——できれば、こういうときに議事録を出してもらいたいと思うんですね。どういう発言を責任持って理事者はされたのか。

ひとえに大変長い、昭和48年あたりからの土地がまだ利用されずにあるわけですから、理事会の議論というのは大変重要だと思いますので、ぜひそういう理事会の議論の内容を議会にもきちっと御報告をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） まず、御質問の第1点目の22ページの17、18、19、この3事業については財団法人泉南市開発協会が保有していた用地でございます。そして、その中で金利も含めた形で記帳したらという御意見ですけれども、解散させた法人からの引き取り用地ということですので、私どもとしては公社が取得した段階での用地という形で計上させていただいております。

ただ、開発協会を解散するときに何回も御議論させていただいた内容ですけれども、この土地合わせて約18億5,000万と思います。その中で実際の用地取得に要した費用は総事業費の20%、残り80%が昭和48年に取得した土地の金利というふうに御理解をいただきたいと思います。

そして、2番目の17ページの土地売却原価につきましては、昨年度の市に買い戻しをさせていただいた額は約2億1,100万、そのうち約320万の事務費がございます。それ以外の約2億800万が土地に要した経費である。そのうち4,800万が金利であると、このように御認識いただきたいと思います。

そして、3点目の理事会の議論という形ですけれども、例年理事会では、細かい点について各部長からさまざまな御質問をお受けさせていただいております。その中で各部長の意見としてのこういう点をこういうふうには是正したらどうかという御提案などにつきましては、積極的に反映させていただいております。

そして、今回の理事会での主な中心議題は、帳簿の正確さと、そしてもう1点は新しい考え方の導入ということで、公社の持ってる土地の処分というんですか、処分が可能かどうかの議論を中心に前回の理事会は運営されたと、このように御認識いただきたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうしたら、一番初めに質問させていただきました旧持ち家制度の8億円というのは、2割が取得原価であとは金利だということですね。これはトータルでは18億円で3億

6,000万円が取得原価ですけども、その後は金利だということで、この金利は市が買い戻すまでは実際的には市が負担をしておることはないわけですけども、一方銀行が貸し続けておると。それで銀行がまた貸したものを返済してもらっとるという摩訶不思議な運営がなされておって、社会的にもやはり早く処分をして、もうこうなったら事業化のめどは、当初の予定のめどはないと見るのが普通ではないかと思うんです。

これは解決を延ばせば延ばすほど、またここに協会から公社が買ってからでも1,800万円の金利の数字が出とるわけですから、こういうものについて、やっぱり市長は政治家として、解決のめどをきちっと出す責任があるんじゃないかと思うんですね、市民にもわかる形で。

これはだれが考えても普通には相当解決しにくいと思うんですが、市長としては、こういう公社が持っている5年以上経過したような土地については、どのように基本的に処分というのか、解決されるのかですね。基本的な方針はやっぱり示してもらわないとだめだと思うので、市長にちょっとその件は示していただきたいと思います。どういう解決の手法があるのか。本会議でもいわゆる損益が出た分を国に見てもらおうようなことを言っておるといふ表現があったんですが、そういう国に言うことが果たして可能なかどうかですね。そういう点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

それから、理事会での議論の御説明があったんですが、帳簿の正確さということと、新しい考え方の導入で処分可能かどうかということでは、理事会では処分可能ということになったのか、処分すべきという結論になったのかですね。その辺の問題、今言ったようなやっぱり長期——5年を超えてのなお買い戻されてないものについては、どういう手法で処分をするのか。その辺も理事会での議論の結論部分をお聞かせをいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 地方自治体の公社が取得してまして丸5年以上放置されている長期保有地、いわゆる塩漬け公共用地と言われてるもので

ございますけども、これにつきましては先日も市長答弁さしていただきましたように、全国的に問題になっているものでございます。

そういう中で、来年度までに自治省の方で国として初の対策指針を策定することを決めたということでございまして、公社が赤字売却した際に自治体がかぶる損失分について、地方債や交付税による財政支援も含めて検討するということになってございまして、この間しばらくこの動きなりを私どもとしても見守りたいということが1点でございます。

そして、あとこれもいろいろと論議いただけるわけでございますけども、それを待つまでもなく、現在持つてございます遊休地につきまして、その有効利用、利用活用ですね。それと合わせて場合によりましたら、当初の目的が達しない部分、その部分の見きわめをした上で、その処分ということも個別に検討する必要があるんじゃないかということが前回の理事会でも論議されたところでございます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公社保有地につきましては、昭和40年代後半からいまだ所有している分もございまして、大変長期にわたっております。ですから、公社の方でも、あるいは市の方でも、これらの土地の1つは処分ですね。それと利用あるいは貸与、この3つ、それと先ほどの今自治省で検討していただいておりますような新しい施策が来年度あたりに入る可能性もございまして、そういう状況を見きわめながら対応をするように指示をいたしております。

それから、所期の事業目的がそのまま当然今現在進行中のものについては、できるだけ、国の補助等もございまして、補助等をいただいて事業進捗を早める中で買い戻し等ができるように進めるという、この4つの方針で臨んでおります。議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 結論的には自治省の方針待ちというふうでありますけれども、私こんなことを国に何とか考えてほしいと言える性質のものかなということを思いますね。やっぱり市の決定で買ったわけですから、地方債といっても、それは

後年に市民に負担をさすということでしょう、ある意味でね。

先ほども言ったように、取得原価が2割であとの8割は金利だと、そういうような非常識な状況を一体どういうようにして解決するのかというのは、僕なんかでも提案せえといってもなかなか提案できないんですけども、そういう点でこのことは自治省待ちという一般論はあるんですけども、この問題は日一日と解決をおくらせば、毎日毎日金利がかかっていくわけですから、この辺はほんとに大きな決断が要るんだらうなと。

現在の市長が買った土地でないのがほとんどですから、そういう市長が過去の市政全体の歴史を考えて、今の市長しか解決することはできないわけですから、そういう点では割を食うという部分はあるかもわかりませんが、いい成果の上にもあるわけですから、こういうマイナス的な政策というんか、決定についてもやっぱり勇気を持って早く方針を立てて、市民の前に示してもらいたいと思うんですね。

自治省待ちという一般論ではなしに、この問題についてどうするんかということ、恐らく方針を出せば、市民からもそんな喝采を受けるようなことは一切ないと思いますけども、こういうことを今やらないと、どんどん解決が難しくなるわけですので、市長も市長になられて2期目に入ったわけですし、行政の中を一番よく知っておる方でもありますので、やっぱり期限を切って、この問題の解決策を自治省待ちという一般論ではなしに、向井市長としてはどうするんかということ、ちゃんと市民の前に出て、市民との議論ができるようにまずしていただきたいと思います。意見にかえときますけども、ぜひ期限を切ってそういう方策を示していただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単にお尋ねをいたしますが、公社、協会の決算は複式簿記的な要素が絡んでおりますので、ちょっとわかりにくい面がございます。したがって、教えてほしいんですが、18ページの公有用地の関係でございますが、132億2,000万ちょっとあるわけですが、この公有用地の評価は、いわゆる明細にあります取得

原価をプラスして、取得時の原価を計算してこのようになってるのかどうかですね。いや、それはそれでなしに現在の取得評価というものを一定の基準にしているのか、御答弁をいただきたいなと思います。

それと、同じページの負債の部で未払金というのがあるわけですが、これは1億1,200万程度でございますけれども、これはどういう意味なのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、次の19ページの収入未済額ですけども、これもどういうことなのか。これは一般会計に含める部分の金額なのか、あるいは事業収入の具体的にどの位置を占めてるのか。これも19億程度あると思うんですが、お答えをいただきたい。

それと、次の20ページですが、不用額の関係ですけども、これは事業費の中の不用ということ、よくわかるんですが、もっと具体的にお答えをいただきたい。

それと、次の21ページの関係でございますが、それぞれ年度別に取得をされた日程が書かれておるわけでありまして、取得原価も書かれておるわけでありまして、特にこの表の中で次のページにもかかわって1から19まで記載をされておるわけでございますが、この中で特に将来の事業計画とのかかわり合いにおいて、決算時においてはいろんな事業の進め方、将来における計画等も含めて決算をされてると思うんですが、いずれにしてもこの中で事業費と取得原価の一番大きいのは、信達樽井線の用地ですね。これは20億から入ってるんです。もう1つは泉南中央公園の用地、これも19億から入ってるわけですね。それから和泉砂川駅前周辺整備にこれも19億入ってるわけですね。それから、泉南市の農業公園の整備7億6,600万程度ですが、いずれにしてもこの1から19までの事業計画、取得用地のかかわり合いの整理は、一定しておかなきゃいかんのではないかと。

今、小山議員からの御意見もありましたが、やっぱりこの中でできる事業とできない事業の区分けをきちっとして、もうそろそろ対応しないと、全体的に支払利息だけでも18億7,600万円、

こういう決算が出るとるわけではありますが、全体的には事業費として131億円、これはもう大変なことだと思うのですが、ここらあたりの事業上の整理を将来に向かってどう展望してるのかを含めてお答えをいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 島原議員の一番最初の132億の内訳でございますけれども、これは22ページをお開きいただけますか。最後の合計額の方に132億と、この数字と合致するんですけれども、そのうち用地の取得費が113億4,300万、これが土地を買うのに要った費用と。そして、その次の欄の18億7,600万、これが用地を取得してから3月31日まで要した金利の総額と、このように御認識いただきたいと思えます。

そして、2点目の未払金は18ページをお開きいただけますか。18ページの未払金につきましては1億1,200万と、このような計上をいたしておりますけれども、これはあくまでも会計年度の関係で出納が3月31日で閉鎖されます。地権者の方と用地交渉を行った日が3月の末に近かった場合、お支払いについては4月以降になりますので、その額、あるいはその用地買収だけじゃなしに、3月の末に公社が鉛筆を買ったと。これの支払いも4月になりますので、こういったものを含めて未払金と、このように御認識いただきたいと思えます。

そして、3点目の19ページに収入未済額という欄がございますけれども、これは恐らく2番目の借入金で18億8,000万のことを御質問されたと思えますけれども、平成10年度当初予算編成時に砂川樫井線の大型工場の買収計画を16億で立てさしていただきました。それが不調に終わったために、大きな不用額が出たというふうに御理解いただきたいと思えます。

そして、4点目については、私よりも上層部の方から御説明申し上げます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。総務部長（細野圭一君） 済みません、お答えする立場にあるかどうかわかりませんが、議員御指

摘のように、21ページから22ページの各主な事業についての抽出した中での御意見をいただいたわけですが、基本的には公社の土地につきましても、事業目的に沿いまして早期に事業を着手していただき、買い戻していただくというのが基本的なところでございます。

各項目を見ますと、ペースダウン等してございますが、それなりに進捗している事業もあるわけですが、中には議員御指摘のようにかなり停滞と申しますか、そういうようなある程度計画的なことが見えにくいという事業もございます。この辺の事業を含めまして、先ほど市長が4項目の課題を上げましたが、それらを含めまして、各事業の今後の見きわめということも1つの大事な課題ではないかと思っております。議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 会議規則に従って3回でやめますけれども、別に上層部でなくても中層部でも結構ですから御答弁をいただきたいと思うんですが、この前から、朝日放送の久米さんとか何とかいうよう出てくる方がいらっしゃるんですが、その中で全国的に日本の地方自治体の中の開発公社、協会の問題が、一般財源を非常に圧迫してるというテレビ放映が約1時間ほどあったと思います。

そういう朝日放送でやったからどうこうということではないですけども、前田課長ですか、部長ですか、ちょっと役職はわからんですが、御答弁ございましたように、従来からこの公社、協会の問題は、一般財源に少なからぬ影響を与えていると。したがって、不用不急の用地については、できるだけ――要るものについてはそれは確保しなきゃならんですが、不用なものについては売却すべきではないかと。そういう意見が大勢を占めると思うんです。

したがって、こういう時期ですから、それぞれの事業計画も非常に目標が立てにくいとは思いますが、何と言ったって先ほど申し上げましたように、131億の借入れがあると。そういうことからしても、これは泉南の将来のためにも非常に重要な意味を擁するわけありますから、もっと公社の持つ事業の目的、内容というのを精

査されまして、できるもの、できないものはきちっと早期に決着を図るべきではないかなというふうに思います。

ただ、1点聞いておきますけども、樽井の駅前等についても、もちろん多額の取得投資をしてるわけでありまして。西信達の岡田浦の駅前への投資はほとんどないわけですが、それともう一つは、平島市長さん時分に積極的に展開されました泉南市の中央公園の用地の問題ですが、これは会社の中には一応取得用地として持たれておるんですが、この泉南中央公園の将来計画を含めて一応お答えをいただきたいとします。これが1点です。

もう一つは、この場でそれぞれ御答弁をいただくのは時間がかかると思うんですが、借り入れ先の銀行ですね。これは1行だけではないと思うんですが、これは何行ぐらいからお借りをしてるのか、わかっておればお答えをいただきたい。

借入金利につきましても、最近は随分と郵便貯金の金利等も下がりがちで、もう銀行に持っていきより最近では家に置いた方がいいというふうな時代になってまいりました。これはそのときそのときにお借りをしてるわけですから、ゼロにせよというわけにはいかないでしょうけれども、そういう金利のあり方につきましても一定の御答弁をいただければありがたいなとします。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1点目の樽井中央公園の今後の見通しでございますが、現在のところ具体的な事業計画は持ち合わせておらないのが現状でございます。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 私の方からは、金利の借り入れ先というんですか、何行ぐらいからお借りてるのかという御質問にお答えさせていただきますと思います。

現在、泉南市では住友銀行を初め、大和、泉州、三和、東洋信託、紀陽、中央、全国信用連合会、そして泉南市土地開発基金と、このような場所から133億のお金をお借りいたしております。

そして、金利ですけれども、東洋、中央、全信連、そして富士銀行、以上については1.375で

お借りいたしております。それ以外の銀行については1.575、年間利息をこのような利率でお支払いいたしております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 意見にかえさしていただきますけども、問題は総務部長が今おっしゃった泉南の中央公園にいたしましても、やっぱりこれからの時代は、市民の立場からすれば、ただ公園ということの意味よりも、震災、災害等のそういう間接的な部分も含めて、泉南市にも中央公園が必要ではないかという議論が担当の委員会なり議会の中でもなされてきたところでありまして、それゆえに公社、協会の中で中央公園の用地取得というものをやられた歴史的な経緯があるわけでありまして。

できれば、今計画がないということでございませけれども、せっかく膨大な19億7,200万という当初の取得状況、予算もあります。そういった意味では、もう一度原点に帰って、本市の中央公園のあり方というものについて上層部の方で考えていただきたいなというふうに思います。

それと、借入金の問題でございませけれども、これも状況なり経過なりあるわけでありまして、これはやむを得ないと思っておりますけれども、できるだけこうした金利の額が増大をしないように、もっともっと政策的な話し合いを借りている銀行側に対しましても行うべきではないかなというふうに思います。

以上、意見にして終わります。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 一般質問でも提起さしてもらいましたが、答弁がなかったもので、そのことを含めて質問させていただきたいと思っております。

その前に泉南中央公園、これも福祉センターをつくるための代替用地の購入、これでもう20億円ぐらいかかってますし、今の総務部長の答弁では今後計画はないという、全体的な5年、10年という長期計画の中でほとんど位置づけされてこなかったというふうなことが、私、議員としましても、その当時やめるべきだというふうに判断しておりましたけれども、議会議決では賛成に判断

したと。こういうことを自分自身も今後厳しく戒めて、長期的な展望に立って、よくないものはよくないというふうに厳しく判断していかなくやならないと、自戒を込めてまず申し上げたいと思います。

いろんな事例があるわけですがけれども、樽井駅前広場代替用地なんていうのは、これは何のために買ったのか全くわからない。位置関係からいいますとね。それで、原価取得に対して利子払いの方がはるかに4倍にもなってるというふうな構図があります。

砂川駅前開発の土地も15億円規模のものがほとんど開発の対象にもはやならないということで、この位置づけの不明な樽井駅前広場代替用地のように、放置すればとんでもない事態が発生するというふうに考えますので、この処分——当然、今自治省云々というふうにおっしゃられましたけれども、でも全体を通して聞いてみると、何ら政治責任、行政責任というのがどこへ問うたらいいのかというところが全く不明であると、そういう答弁しかないんですよ。これがだめなら国に助けをもらって何とかしようと、それで財政危機を乗り越えようという、そういう問題は非常におかしいのではないかと。政治責任、行政責任を明らかにすべきじゃないかと。

そういう観点から、時間がございませんので、1つの事例を出さしていただきたいと思います。

和泉砂川駅周辺整備にかかわる先行取得用地一覧表を見ますと、これは資料として皆様にも配付していただければ幸いですけれども、この資料の中で7番とか5番とか9番とか番号が打たれてますよね。これが完全に開発対象区域外で購入されてるわけですよ。ひどいものですよ。この7番なんていうのは、開発区域外で坪単価が百数十万かかっている。何のためにこれを購入してるのか。その他何カ所か開発区域外——開発区域外の方が多いわけです。

〔小山広明君「議長、議事で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） ほかの議員にわかる議論をしていただきたいと思うんですね。7番とか8番とかではわからないので、最低限どこのどこかと。

傍聴者もいらっしゃるわけですから、最低ほかの人もやっぱり、議論を我々も一生懸命聞いとるわけですので、最低限わかる範囲の——資料は出してもらわなくてもいいですけども、やっぱり議論の中は内容でやっていただきたい。記号でやってもらってもわからないので、よろしく願いします。

議長（藪野 勤君） 北出君に申し上げます。事業名を添えていただきたいと思います。

21番（北出寧啓君） 和泉砂川駅周辺整備事業にかかわる先行取得用地一覧、議長、よろしければ配付していただければと思います。

例えば、こういう開発区域外のこの7番だけでも総額が4億円ぐらいになってる。坪単価が百数十万——例えば、そういうのがどういう位置づけでこういう買収が行われたのか、その辺の行政責任を明らかにしていただきたい。当然、前田課長はこの担当者でございませぬし、今公社を整理にかかって、いろんな形で尽力されてるのは敬意を表しますけれども、答弁をとりあえずお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時17分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北出君。

21番（北出寧啓君） 引き続き質問させていただきます。皆さんの手元に同じものが御配付されていると思いますので、それに従って改めて質問させていただきますと思います。

基本的な開発区域以外の先ほど申しました7番、あるいはここでいいますと5番、9番ですか、この辺がどのような必要性に応じて先行取得されたのか。その点、開発にかかわってお聞きいたしたいと思います。

そして、現状はどうなってるのかも報告を受けたいと思います。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 御質問の1点目の取得理由でございませぬけれども、砂川駅は泉南市の表玄関として位置づけるべく、再開

発を予定いたしております。その中で現状の進入路では非常に交通渋滞を招き、また駅としてのアクセス機能が非常に不備であるということで、アクセス道路として取得した経緯がございます。

そして、御質問の2点目の現状でございますけれども、これは各議員とも御認識いただけてると思うんですけれども、ほとんど利用せずに放置しているというのが現状でございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 例えば7番なんか周辺に周遊道路みたいなのがございますよね。これがどのように——アクセス道路にという今の説明では理解しかねるということがございます。もう少し明確にお答え願いたいと思います。

取得単価と現状の価格ですね。それもできたらお示し願いたいと思います。先ほどこちらの方から大体の買収価格を申し上げましたけれども、公社の方で正確を期して、買収価格と坪単価、現行の価格、処分することによってどれほどの損害が出るのかについて、正確な御答弁をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 道路の形態としては、牧野から一方通行で岡中の方に行く道路と、そしてもう1つ、十二本松の礼拝所の集会場がございます。その中間部分から砂川駅に向かって道路をつけるというのが道路計画の内容でございます。

そして、もう1点の取得価格と金利なんですけれども、取得価格は約4億でございます、金利の方はちょっと今手元にその資料を持ち合わせてないんですけれども、また追って明細の金利を御配付申し上げたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 北出君、まとめてください。北出君。

21番（北出寧啓君） これは単純に申し上げて、ここの議案書を読めば、大体砂川駅前周辺整備用地の比率からいいますと、約7,000万円ぐらいになるんではというふうに推定できます。

私聞いたのは、現行売却価格、売却したら売却

価格は幾らになるのか、その差額の欠損はどれくらい出るのかということなんです。自治省云々というのは別問題ですよ、それは。

その辺の行政責任が——例えば金融機関が崩壊して責任はだれがとるのかという話でよく報道されますけれども、例えば地方自治体の場合、一体だれが責任をとるのかと。そういうことを明快にさせていただきたい。私も反省さしていただきました、議員として。その辺は市長部局はどう考えていらっしゃるのか。来年自治省のそれを待って判断したいというふうなことで、行政責任及び政治責任は一体どうなるのか。私、これを一番問うてるわけです。答弁をお願いします。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 答弁漏れがございまして、えらい申しわけございません。

あくまでも取得価格は、バブルの絶頂期に取得した金額でございます。それから地価が非常に冷え込んで、昭和57年から8年ぐらいまでの価格に地価が下落いたしております。そういう状況を考えると、私ども素人が考えた数字で正確性には非常に欠くかもしれませんけれども、事務局としては取得原価、金利合わせた額の3分の1から4分の1になるのではないかと、このような推計を立てております。

そして、売却問題を随分今議会で御議論いただいているんですけれども、私どもは7月の21日に売却についての基本方針というんですか、基本的な考え方をまとめさせていただきました。そして、それを理事会の方に御提案させていただきました。ただ、そのときの評議員の皆様方に御説明は申し上げたんですけれども、非常に大きな問題でございますので、1年ぐらいかけてじっくり検討したいというふうにそのときは申し上げさせていただきました。

そして、それから約1カ月ほどしてからですか、自治省の方針が出てきたと。決して私どもは自治省の方針を事前に察知して動いたわけではなしに、ほんとに純真な意味で公社の保有地をどうするかということを議論したつもりです。

ただ、売却、売却という話に現在なっておりますけれども、売却するかどうかについては、これ

から1年かけてじっくり検討して、最終的な結論を出すようになっておりますので、事務局段階ではまだ売却という方針は出したつもりはございません。ただ、じっくりほんとに将来の泉南市を見据えて検討していきたいと、このような考え方のもとにそういった計画書を組ましていただいたのがその経緯です。

そして、責任問題ですけれども、当然売却と方針が決まった場合、また各議員からかなりの御指摘を受けると思うんですけれども、まだ判断が下されてない段階で責任問題を私の口からは言及できないというのが心情ですので、苦しい心情を御理解いただけるようお願いいたします。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——北出君。質問回数をオーバーしております。21番（北出寧啓君） 政治責任といいましたら、公社じゃなくて、やっぱり市長部局が指示しないと公社は買収に入らない、先行取得しないわけですから、その辺の問題はやっぱり答弁していただく必要があるんじゃないか。その必要はないと思われたら結構でございますけれども。

さっきの局長の説明で、7番の道路を道路に使うというのが、今どこのこと言われたけれども、わからないんですよ。例えば7番の横も買収して大きな幹線道路をつくる予定だったのか、こっちはちょっとその辺正確なものを持ってませんのでね。7番だけ妙に浮いてるわけでしょう、開発区域外で。

今、道路ということで説明されたならば、その連続性で、まだこれは買収工作を続けるつもりが中途挫折したということですか。ちょっとそここの説明が不明瞭なんで、それだけ説明していただきたい。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私どもは何も責任逃れのために自治省の今の計画とかいうことを言ったわけではございません。やはり行政が1つの事業を行うにしましても、継続性ということがあるわけございまして、やっぱりその時点、時点で課せられた業務に対して責任を持って当たるとというのが基本だと思っております。

そういう中でこの砂川駅前開発でございますが、

用地取得いたしました平成2年、3年、この当時確かにバブル時期でございまして、それとあわせて砂川駅前をどういうふうにするのかということが、事務組合、いわゆる地元の会でも盛んに論議されたところでございまして、その中で砂川駅前に対します西側からのアクセスが希釈であるという中で、その確保がその先行取得を含めまして、地元要望が強かったということも事実でございます。

そういう中で、その当時砂川駅前再開発が成功するためにはそれがぜひとも必要であるということで、この当時議会でも御論議いただき、御理解いただいた中でこの先行取得を行ってきたということでございまして、具体的に申しますと5番、6番等につきましては、その当時の泉南岩出線からの駅上のアクセス道路の用地として、また7につきましては岡中方面からの新しい幹線道路の構想という中で先行してきたという経過があったと思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 合理的に納得はできませんけれども、質問回数が長いのでこれで終わりにしたいと思います。

いわゆる自治省の交付金にしたって、やっぱり国税から出るわけですし、赤字国債を発行する形で地方交付金で出てくるわけですから、それは間接的に我々の税で賄うわけです。その辺の認識はきちっと持っていたかかないと、行政運営に対してやっぱり首長は政治責任、その他理事者は行政責任をきちっととっていただいて、それごとの表明をしていただかないと、いやこれはもうこうなって仕方ないんだ、あとは地方交付金で賄うつもりだと、そういう答弁では余りにも何か欠けているんじゃないですか。

以上で質問を終わります。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） 平成10年度泉南市土地開発公社の収支決算書の中で雑収入が130万あるんですけど、この雑収入の主な内容についてひとつ説明してほしいと思います。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 雑収入の内容でございますけれども、お手元に御配付した17ページをお開きいただけますか。その中段に事業外収益として受取利息80万3,546円、雑収益9万3,424円がございます。受取利息としては、土地開発基金の元金に対してついた利息で、そして雑収益というのは保有地を貸し付けることによって得た収入と、このように御理解していただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、この9万3,424円というのは、土地開発公社が持つ保有地を特定の地域に賃貸したと。これは具体的に言うと、市場長慶寺砂川線用地を市場区に貸している、ここからの賃貸収入ということですか。そういうことですか。

議長（藪野 勤君） 成田君に申し上げます。一問一答をなるべくまとめてください。

〔成田政彦君「さっき全部答えてくれと言うてるのに、その金額しか答えてないからな」と呼ぶ〕

前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 公社の暫定利用の一環として、市場区に駐車場用地として約100坪の土地をお貸ししましたけれども、それは昨年12月末にお貸ししました。ただ、使用料につきましては、昨年度、要するに1月から3月末日までは免除という形をとっております。

それでその額、現在決算で打たしていただいております額については、市場区の歳入ではございません。市場区は平成11年度に14万2,000円の歳入として入ってくるというふうに見込んでおります。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） それでお伺いするんですけど、基本的に公社が保有する土地を有効的に、遊んでる土地を貸して収入を得るということについては、別に反対ではないんですけど、ただ、どんな基準で貸されるかということが問題なんですわ、ルールが。

去る平成10年7月15日には公社の方がこう

いう書類で、牧野の和泉砂川駅周辺再開発取得事業の中で何力所かを挙げて、駐車場に貸したら非常に収入があるという、こういう資料を出しました。それでその後、市場長慶寺線については、都市計画道路の予定地をさっき言ったように平成10年11月1日に土地を貸してますわね。これは大体7台で月に3万ぐらいかな。それで年間36万ですから、賃貸料として市が14万2,000円だから、約8割減免ですわね、駐車料金は。

だから、8割減免されて市場区に入った収入はどうかということ、僕らが調べたところによると、それは市場区が駐車場に150万投資したと。投資したから、それを全部市場区が舗装したんだから、入った収入は市場区に減免するのが適当だろうと、こういう理屈でこの駐車場を貸したんですわね。

ところで、お伺いしたいんですけど、こういう土地はほかにあるんですか。土地開発公社が所有する土地の中で、こういう形で駐車料を減免して——それで牧野のこれはどうなったのか。牧野のこの土地は結局開発公社は決めたんですけど、牧野の駐車場予定地については、これはどういうふうに最終的には決めたのか。

それから、市の場合は職員さんに中央公園の予定地を無料で貸してますわね。いろいろ公共用地だったら無料で貸すとか、それから特定の市場区などには、例えば市場区が土地を借りて自分とこでそこを工事して駐車場をつくったならば、それはもう開発公社で減免して、つくった費用まで賃貸料から取ってもらってもいいというふうに、かなり有利な方法をとってるんですけどね。牧野については、これは多分こんな計画を立てたんだからされてないと僕は思うんですわ。牧野地区のこれ、開発公社が立てたでしょう、駐車場。牧野はされてない。なぜされなかったのか。こういう非常にちぐはぐなことを私はされとると思うんです。

それから、もう1つ、市内には一丘団地の一丘区もそうなんですけど、駐車場が極めて不足してると。例えば、新家でも駐車場はごっつい不足してますわね、駅前のあの。たしか幼稚園の土地があるような気がするんですけど、もしよその区が同じようにうちで土地を舗装して駐車場として管

理したいということ——よその区ですよ。市内には何十区とあるんですけど、それを出した場合、開発公社は市場区みたいに——例えば一丘区が砂川樫井線の土地がありますわな。それで使ってないと。あれは大体1,000平米あるんだけど、1,000万出して舗装すると、一丘区が。一丘団地自治会でもええけど。それについては減免して100台の駐車場を貸すのかと。そういうことをやるのか。これはきちっとルールをつくってもらわんと、特定の区だけでそういうことを許すのかと。これはかなり問題ですよ。そのことについてのきちとした返答を欲しいと思います。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） まず、1点目のどんな基準で公社の保有地を云々という御質問があったんですけども、平成9年の3月31日の理事会で長期保有地の有効活用の基本方針というのを私どもの方で策定させていただきました。もちろん、議会の代表者の皆様方にも御相談を申し上げました。そして、理事会で御承認をいただきました。

その中で、利用計画が明確に決定されていない長期保有地については、保有することにより価値のあるものは他の事業用地や代替地として活用し、その計画の具体化、地域等の状況を勘案し、積極的に高度利用に努め、市民福祉の向上もしくは収益事業による金利負担の軽減に努める、という方針を御承認いただきました。これに基づいて金利負担の軽減に努めているつもりでございます。

そして、8割減免の基準ですけれども、公社としては、当時公社は直接経営の駐車場というふうに視野に入れて理事会に提案させていただきました。そのとき、理事の皆様方には公社が直接経営をすることは非常に難しい問題があるので、できたら市場区に貸して、そういう運用をしてもらったらどうかという提案がございました。それに基づいて当時の市場区長に御相談を申し上げたところ、それでしたらうちの方で運営させていただきますということで、御承認をいただきました。

その中で8割減免の根拠になったのは、あくまでも事業は10年で我々は終わるつもりです。10年以上になるかもしれませんけれども、暫定利

用は10年以内というふうに1つの目安を立てております。その10年間で設備投資の額が回収できるようにどうするかを検討した結果、8割減免が望ましいという基準で、もちろんこれも理事会の御承認をいただいております。

そして、牧野区はどうなってるのかという御質問ですけれども、牧野区については駐車場の一番早急に整備を図らなければいけない地域であるということは、私地元の間人ですので一番理解しておるつもりです。

しかし、牧野というところは非常に大きな駅の隣接地でございますので、恐らく不法駐車が大量に発生すると。その排除をどうするかということで、非常に難しい問題がございますので、なかなか実施に踏み切れないというのが現状でございます。しかし、必ず仕上げるつもりでございますので、もうしばらく御猶予をいただきたいと。それを言うて1年になりますけれども、もうしばらく御猶予をいただきたいと、このように思います。

そして、中央公園の職員駐車場は無料で貸しておるといことですが、中央公園予定地については、どういう方向になるかはわかりませんが、11年度の当初予算で賃借料として約180万計上していただくか、もしくは職員の有料化による駐車場経営というふうな考え方をいたしております。

そして、どこの地区でも駐車場というんですか、区の要望があればという内容ですけれども、公社の持つておる土地であれば提案していただいて、理事の皆様方と議論をして、そして貸すか貸さないかの判断をいたしたいと、このように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市場長慶寺の——これはそうすると、10年たつとこの地区の駐車場は返還しなければならない、もう10年たつたら公社に返還するんやと、そういうことなのか。

それから、砂川駅前の駐車場の問題なんですけど、駅前に極めて多くいつも迷惑駐車してあるということで、砂川駅前には駐車場をつくるのが緊急の課題だと思うんですわ。私は早急に砂川駅

前に駐車場ができない最大の原因が、民間の特定の駐車場があると。その駐車場の値段のかかわりから、公社の駐車場をつくったら民営を圧迫すると、そういうことも一遍ちらっと聞いたことがあるんですわ。

そういう点であの膨大な砂川駅前に持ってる公社の土地を使ってないのか。これだとおかしいと、こういう考え方は。公社の土地は、公共のためにやっぱり提供すべきだと思うんですわ、市民に広く。市場区では近隣の駐車場でも何千円——あそこは4,500円だけど、8,000円とかそういう駐車場は存在してるんですわ。だから、あそこは4,500円で恐らく近隣の民営の駐車場よりかなり安いですわ。だから、例えば砂川駅前の民営の駐車場であっても、そこよりたとえ半分であっても、当然それは市として公共のために駐車場をあそこにつくると。収入もあるからね、多分。

そういう点でなぜか砂川駅前は、こういう駐車場の計画を2カ所もつくりながらしないのかと。具体的に立てとるでしょう、土地の問題を、砂川駅前では駐車場の計画をきっちり。なぜ、あそこは2カ所もそういうことをしながら、市場を優先して、砂川は何かあったのかと、私はそういう考えを持つんですわ。

そうすると将来、例えば一丘団地のそばに公社の土地があった場合、民有の土地があって競争になると。例えば一丘区が100万、200万出してつくってやっても民有地を圧迫するからあかんという回答が出てきたら、これはおかしいと違うかと私思いますよ。

だから、ルールをきっちり、なぜ市場の場合にはそれが有効的にやられて、牧野はできないのかと。他の地区、岡田でもそうですよ。岡田でもそうだし、樽井でもいっぱい公社の土地があるけど、駐車場として利用する土地はいっぱいありますわ。今後、各区自治会が要望してきた場合は、積極的に公社としては駐車場として8割減免でいくと、10年間。非常に助かりますわ、10年間駐車場をあれだけやってくれたら。するのか、これは明確な答えが欲しいんです。

牧野はなぜ——民有地との関係でできなかったんやと。しかし、実際はそんなんはつくったらえ

えんですわ。よその岡田も、それから樽井も新家も全部つくりなさいよ、そういうのを市場と同じように。僕なら今すぐにでも持って行きますよ、一丘区は。土地を舗装しますよ。できますか、そういうことを。

議長（藪野 勤君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 御質問の第1点目の10年という件ですけれども、一応10年をめどにしてるので、8年で終わる可能性もあるし、あるいは13年あるいは15年かかる場合もございます。だから、10年というのは1つの目安であって、決定ではないと。10年間事業化できないような土地については、暫定利用を積極的にやるというのが1つの考え方です。

もう1つ、砂川駅の民業の圧迫の件ですけれども、確かに砂川駅周辺には駐車場で生計を立てておられる民間の業者の方がたしか7、8軒おられます。そして、その業者の方々の民業の圧迫になることは、一応我々としては懸念材料の1つとして挙げております。

しかし、我々が考えております駐車場については、商店街の買い物客用駐車場イコール無料という考え方です。買い物に来られた方に利用していただく駐車場ということですので、無料という考え方をいたしております。ただし、その中で商店街が公社に賃借料として支払っていただく予定をしている額は約80万を想定いたしております。そのためには、全部で40台程度置ける敷地面積があるんですけれども、その中で10台程度は有料と、それ以外については無料、買い物客用駐車場という考え方です。

実施できない最大の原因は、駅に近いということで、商店街に買い物に来られる方よりも駅へ通勤される方が無断でとめる可能性が懸念されるということで、その排除に苦慮しているということで実施できないというのが現状でございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 泉大津でも市の土地は全部有料ですわ、市営駐車場は。南海の岸和田駅前に市の有料駐車場がありますわな。何百台かな、あれは。全部有料ですわな。あれは非常に有効ですわ。駅前にああいう有料の駐車場ね。10時ご

ろまで借りれるのかな、朝の9時から。ああいう駐車場だったら、駅にそういう公社の土地の駐車場をつくったら、非常に市民は借りやすいし、あんな平面の土地だからよけい借りにくいと思いますわ。

だから、もっとそういう発想でこういう立体化の駐車場をつくるか、もっと市民に利用しやすいそういう駐車場を、僕は砂川駅前再開発云々と言うけど、まず市民のためのそういう駐車場をつくるか、僕は非常に有効的だと思いますよ。

それから、もう1つ、買い物に来る商店街を利用する人は無料であって、市場区の住民は有料と、これはおかしいわ。例えば商店街の公社開発の土地は、市民はこの土地は、駐車料金は無料でやるけど、市場区の場合はあそこの市民は有料で取るとか、やっぱりそういう考え方というのはちょっとおかしいと思うわ。同じ公社の土地で税金で面倒を見とるんですから、基本的にはそれはきちっとした考えを示さんとね。

それから、先ほどの10年というのはあくまでも暫定というのは、例えば市場長慶寺線が将来可能性ある土地——僕は非常に難しいと思いますわ、10年、20年先が。そうすると、20年もこの状態で8割減免で、10年後もできない。今砂川榎井線がそうでしょう。24年たって開通してないんやもん。だから、将来開通しなかったら、10年たって、20年、30年、そうしたらこれは非常にいいですわな。8割減免だったらかえって収入になるわ、地区の。そういう収入に、市に返ってこないで。そういう将来的に10年と言うけど、将来見込みのない土地だったらどうするんだと。永久に貸すのかと、そういう問題も出てくるでしょう。

これはやっぱりルールが非常に不明確ですわ、全体として。ある土地だけ貸して、ある土地は無料だとか、これは市全体としてどういうふうに貸すかということを明確にしないとね。その点どうですか。

ちょっと時間とるけど、まず開発公社の所有する土地については、明確に統一したルールをつくって決めるべきやと、賃貸する場合は、今の場合やったら非常に不明朗でしょう。その点どうです

か。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど局長が申しましたように、保有地の暫定利用並びに処分に関する取り扱いにつきましては、平成9年の3月の評議委員会にもお示ししまして、一定の範囲につきましては御報告しておるところでございます。それにのっとりまして、いろいろと各地域の特性に合った対応をしていく必要があるのではないかと思っております。

一定のルールも必要でございましょうし、また各地域のそれぞれの特性と申しますか、それに合った対応も必要ではないかと。その上で先ほど具体的に市場の例で申しましたけども、一応市場につきましては10年をめぐりという形で一定の借地料をもらってるわけでございますけども、それが10年をめぐりにした上での算定でございますので、仮にその後の事業の状況によりましたら、その後につきましては、その時点でまた算出根拠等を含めまして検討した上で対応していくという形になるかと思っております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 開発公社の土地を有効的に利用するという事は、もちろん賛成なんです。ただ、不明朗な、ある区では貸して、ある区ではいろんな理由をつけて貸さないとか、そういうことは僕は正しくないと思うんです。

今日、迷惑駐車であつて道路にとめて苦労してる各区があると思うんです。絶対公有地が横にあつたら貸してほしいと。やっぱりこれは自然な考えですわ。それで市場区みたいに、自分とこで提供して舗装するなら貸しますというふうになったら、出てくると思いますわ。駐車料金と賃貸料を10年も減免されたら、絶対これはいけますわ。

そういうことは今後ルールとして——今やってくるんですから、続けるんやと。続けるんだつたら僕はそれでええと思うんですよ。続けるんだつたら各区でやつたらええんですから、そういうことを。その点はどうか。もう今後こういうことはしないとするのか、その点ちょっとお答えを——市長にもちょっとお伺いをしたいんですけど、開発公社のこういう土地を駐車場としてもっと市

民にたくさん貸すとなったら、もっとそういういろんな考え方が僕はあると思うんですわ。その点のきちとした、市民が納得できるルールで駐車場の利用を貸し付ける。

特に、砂川駅前やったらもっと駐車場が要る。ただ、いろんな隣の民有があって圧迫するから貸せないというのでは、やっぱりこれは考え方はそれが正しいんだけど、実際は貸せないというのが出てくると思うんです。その点駐車場とか、もうほんとに今すぐ有効的に土地を利用する意味では、もっとルールとして貸しやすい、そういうものが必要と思うんですが、その点はどうですか。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 公社保有地の有効利用につきまして、中でも駐車場の利用という点で、基本的には議員も反対ではないということで、我々もできるだけ、本来事業用地でありますから、事業として使っていただくということを公社理事長という立場では市当局に強くお願いをするということをお前提といたしまして、しかしながら長期的に保有する土地について、市民福祉の向上という視点で有効活用し、なお公社も若干の賃貸料をいただきながら、少しでも負担を軽くしていくという方針でやっております。

ただ、それにつきましては、私ども土地開発公社が御承知のとりの世帯でございますので、実際に駐車場を運営するときが一番問題になるのは管理という点であります。管理をどうしていくのかということが一番問題になってまいります。

したがって、先ほど総務部長もお答えを申し上げましたが、その土地その土地の目的に応じて、あるいは管理する際も社会的に不明朗な点がないように、できるだけ公共的な団体——区も私はそうだというふうに思っておりますが——に管理をお願いをしていかざるを得ないという点で、市場地区についてはそういう形をお願いをしておると。

次に、牧野といいますか、砂川駅前については、これは前田事務局長が一番中身を御存じなんですが、非常に管理の問題で難しい点があるということでございます。先ほど申し上げておりましたけども、買い物客をただにするのはおかしいという御議論

ですが、私どもは商店街の活性化とあわせて迷惑駐車の一掃といいますか、解消という点で市民福祉の向上に資するという点で、公社の土地ではありませんが、お貸しできないかということで議論してきたわけですが、先ほど事務局長からのお答えをしておりますように、実際問題となると非常に難しい点があるということです。

したがって、私どもはこういう自転車置き場にしてもそうですけれども、各種駅前において土地開発公社の土地がもし有効活用できるということであれば、これが長いこと、10年、20年と進みますと、権利性という問題も出てまいりますので、その辺を避けながら暫定的な利用を図るという点では一致をしております。

ただ、個別の具体的な目的、内容によりまして、あるいは管理先の団体なりによりましていろいろ対応が違ってくるという点は、御理解をお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 数人の皆さんがもう既にやっておられますので、できるだけ重複しないように上層部の皆さんからお聞かせをいただきたいというふうに思います。

私ちょっと資料を持っておるんですが、10年前の公社の銀行からの借入れ、それと10年後、平成10年、この決算にかかわって銀行から借入れている部分ですね。資料にもありますように、22ページに132億2,000万と。たまたまこの10年度は当初予定しておりました砂川樫井線の貫通にかかわる用地取得、これがうまくいかなかったもので、17億近い実際上の減額があると、当初予算に比べればね。これを万が一買っていると、大体150億ということになるんですね。

平成元年では公社、協会と分かれておりましたから、公社の方で24億、それから協会の方で13億6,000万弱ということで、両方で37億6,000万程度がいわゆる銀行からの借入高と。これが約4倍強になってるんですね、この10年間に。大変な事業をやると、こういう予定で銀行からの借入、これは事業を進めれば一般会計に即返ってくるわけです。

ところが、事業がなかなかうまくいかなかった。当初、元年当時に保有しておいた保有地ですね。これは半分以上、實際上事業化に着手されていない、そのまま持ち越してる。先ほどから論議ありましたように、暫定利用みたいなものを考えなければいけない。公社の定款からいえば非常におかしな話だというふうに思うんですが、しかしそうせざるを得ない。少しでも財源を確保して、借金高を減らしていく。焼け石に水のような状態ではあるけれども、それをあえてやらなければならないような、定款に即して言えばやはりかなりおかしいとは思いますが、そういうことをあえて我々もそこまで議会としても目くじら立ててしゃくし定規に物を言うと、これは大変なことになりますから、基本はやっぱり市民に負担がかからないように、今とれる最善の手だてといいますが、ベターな施策をとらざるを得ないと。少しでも負担を後年度に及ばないようにする、こういうことで、あえて黙認をせざるを得ないなというふうな——個人的にはですよ、気持ちはあるんです。

しかし、問題はそういうことではなくて、事業をする目的で購入した土地がいたずらに放置されてきた。それで片一方では上層部の細野さんは、都市基盤整備は十分に順調にあって効果を上げてる。一方では借金がふえたけれども、240億になんなんとする、一般会計をはるかに超えるようなそういう借金高を今持ってるけれども、やってるんだと。

しかし、この開発公社を込みで考えますと、これは事業する予定で購入したわけですから、それを事業化してないわけですから、トータルで考えますと、事業できてないんです、半分以上積み残しやから。面積でいえば7割以上積み残しじゃないですか。これで大見え切って、借金はふえたけれども、都市基盤整備はできました、こういうふうな物の言い方は、事実には即していないんじゃないか、こういうふうに思うんですよ。

例えば見ていきますと、先ほどから北出議員なんか問題提起しておりましたけれども、砂川駅前再開発ですね。平成7年に1,200平米買うてるんです、5,100平米のうちの。これは西街区です。今もう完全に東街区にかわってますね、駅

前再開発は。平成7年に買うてます。平成7年というたらどういう時期ですか。西街区には工場ができ、その方の居宅までできて、もう完全にこの西街区はとんざしてる事業なんです、西街区の駅前再開発は。それで市もそれによやく気づいて、ケーススタディの調査を出した時期なんですよ。そういうときに1,100平米から1,200平米に近い土地を購入している、西街区で、それも。

こんなずさんな購入の仕方をしている。その結果、132億になんなんとする、うまくいっておれば150億になんなんとする借金を抱えた、大変な公社が出現しているわけですよ。大変な公社が今でき上がってるわけですね。

その辺の行政責任というか、ほんとに甘いんじゃないか。親方日の丸で何ぼでも銀行は金貸してくれるから、先ほど1.37で借りてるんやと、1.53で借りてるんや、安いんやと。安かっても、やっぱり利息はふえていくわけですよ。和泉砂川だけでも4,000万の利息がふえてるんですよ、毎年。そうでしょう。その辺をきっちり精査をして、島原議員からも出ておりましたように、本当に事業をする目的で買うたんですから、これとこれの土地については事業化していく、これについてはちょっと無理だけれども、有効利用を図っていくと。

私は1年間評議員会から席外しましたけれども、毎年言うてきたんです。やります、やります言うて、今もってやってない。これもずさんですよ。評議員会はそういう議会みたいに傍聴者もありませんし、そういう場所をいいことに——いやいいことにとは言いませんけれども、そういうことをやってきたんじゃないんですか。もうちょっと本当に市の財政に後年度大きな負担が及ばないような、めりはりある、納得のいく、議会も合意できるような方針をお示されないと、これは問題なのではないかと。これは報告案件ですけども、やはり大変なことになってくるんじゃないかというふうに思うんですよ。どういうふうにされるんですか、いつごろをめぐりに精査をし、その精査の結果を議会に明らかにされるんですか。

〔和気 豊君「いやいや、もう事務局ええよ。上層部に聞いたんや。政治的な判断の話を開

いてるんやから。最初に断ってるやろ」と呼ぶ]

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今、公社の中でいろいろと事業の計画性、正確性なりを論議されておるところでございますが、これにつきましては別のサイド、いわゆる行革の中でも今後の主要事業についての計画性なりを1つの課題として挙げておるところでございます。その中で議員御指摘のように、主要な事業につきましては、各関係するところを具体的に1つの今後の課題として挙げておりますし、今後事業の精査につきまして、精力的に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） あなた何聞いてるんですか。それは今までの方に答弁したとおりじゃないですか。私はいつまでを、いつ期限を、いつをめどにして議会や市民の皆さんの前に明らかにされるんですかというのを聞いたんです、最後に。やりますというのはいち聞いてるんですよ、先に。違った角度からやりたいというふうに私は言って、断って、上層部に政治判断として答えを求めたい、こう前置きして言うたんですよ。こんなんで議長、2回も3回もやりたくないんですよ、実際。

それで重ねてやりませうけれど、阪神大震災が5年前にありまして、大変な死者を出したわけですが、トルコや台湾、台中でも、本来地震が起こらないようなところで大変なマグニチュード7.9というふうな地震が起こって、死者を出している。

泉南市の地域防災計画でいわゆる避難場所として、その地域だけの個別の避難場所ではなく、市全体の総合的な避難場所として、例えば俵池公園用地なんか当て込まれてるわけですし、島原議員も言われたように、泉南中央公園用地なんていうのは最適な場所として、埋め立てたところではなくて、あそこはもともとの地盤ですから、ほんとに軟弱地盤でも何でもないので、液状化なんかの心配もないところですから、ああいうところこそ避難場所として最適だろうというふうに思うんです。これなんかやっぱり目的があって購入した土地ですから、中央活断層なんかをそばに抱えている泉南市としては、早急にやはり事

業化していかなければならないのではないかというふうに思います。

それから、きょうも不知火町で12人の方が水難事故でお亡くなりになったと、台風18号で。そういう話も聞きます。柳谷川の改修用地、宮川改修用地、これなんかもう10年来抱えてるんですよ。危険箇所、決壊箇所、これを含めて、この用地を購入して、護岸整備、それから管理用道路の整備をやる、こういうことの目的をはっきりさせて購入したんです。我々も認めてきたんです。これもそのまま放置している。

ほんとに地方自治法の2条にあるような市民の福祉向上と健康、安全、これを守るための事業を進めなければならないというその事業目的からいっても、これは当然事業化してしかるべき土地なんですよ。これがいたずらに10年間放置されてる。こんなことは許せるような問題ではないんですよ。それで一方では都市基盤整備をやった、やったと言って、樫井川の佐野側に26億もかけて道路をつくると。

それはそれで行政として我々と見解は異なるものでしょうけれども、しかしだれが聞いてもみんなが納得するような事業が進められてない。これはどうなんだろうかというふうに思うんですよ。都市基盤整備するんだ、するんだと。議会にも承認いただいた。議会にも責任を転嫁するような言い方をして、執行権者と審議権しかない議員との立場というのは全然違いますがな。そういうことで自分たちのやってきたことを合理化する。

一体こういうふうな精査を、ほんまに精査することを市民の立場からいえば、早急に待たれてるような問題についてどうされるんですか。いつまでやられるんですか。もう10年間待ってきてるんですよ、市民は、必要不可欠だということで。決壊場所を含めて護岸整備をやる、こういうふうに決めた土地じゃないですか。どないするんですか。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 当然のことながら、土地開発公社の保有する土地については、それなりの事業の目的を持って保有したものでありますから、実現をしていくというのは当然でございます。た

だ、今の市の財政状況ともあわせながら、いろいろ計画的に事業を執行していくという立場が必要だろうというふうに考えております。

とりわけ21ページから22ページにお示しをしてるような保有の土地につきましては、当面砂川樫井線でありますとか、あるいは砂川の駅前開発、それから農業公園といった市の抱える大きな事業がございます。これもいずれももう二、三年でピークになります。当面はこの事業を完成さしていくというか、完了さしていくことに全力を注いでまいりたいというふうに考えております。あとの保有した土地につきましては、それなりの進捗を見ながら事業化について検討してまいりたいというふうに考えております。

あわせまして長期に保有する土地で、この際その土地の処分についても検討した方がいいんじゃないかというふうな土地については、先ほど事務局長から申しあげましたように、1年をめどに明確化しまして、売却なら売却という方針を立てたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 具体的に出てきたのは、私は精査をしてははっきりさせるべきではないかというふうにすべてにわたって言ったんですよ。だから、1年をめどに精査をした結果を明らかにするのかどうか。そのことは何回も聞いてるわけですから、それはまず答えなさい、はっきり。いやいや後でよろしいですよ。

売却の方針だけははっきりしてきて、先ほど事務局長が答えましたよ。3分の1から4分の1の減額でしか売却できない、そういうふうに言いました。その方針だけははっきりしている。いたずらに市民に迷惑をかける方針ですが、そういうことだけは明らかにする。ほかに具体的な方法なんていうのはないのかどうか。

それと、もう1つ、冒頭助役が言われたように、まさにそのことを懸念して私言うてるんですよ。果たしてこんな農業公園や大変な砂川駅前再開発用地ですね、これなんかについて、これは全然東街区に移ってしもたわけですから、東街区にかかわっては代替用地は多少役に立つかもわかりませ

んけれど、それ以外の土地なんていうのは、アクセス道路にしても、それから先ほど言うた平成7年に購入した土地なんかについても、これはまさにそのまま後に据え置かれる問題なんですね。すぐ事業化できないんですよ、一般会計でね。そういうものについてもどないするのか。

事業化するについては、財政が大変だ、こういうふう言いながら、その事業を凍結せずに前へ前へ進める。平成14年にはどないなるんですか。15%という公債費の危険ラインを大きく超えるじゃないですか。それをこの事業を含めて本当にやっていかれる見通しがあるのかどうか。

財政計画もちゃんと打ち立てながら、この19項目にわたって個々に精査をして、それぞれを購入した場合に財源計画はどうなるか、財政がもつのかどうか、公債費率は一体どないなるんか、そういうものを明確にした財政の中期展望を示す、こういうことを私は明らかにしてほしいと思うんですよ。それが精査の中身なんですよ。裏づけない精査の結果なんていうのは聞きたくない、そんなものは。

ちゃんとそういう総合的な判断ですね。財政への影響、そしてそれによる福祉の後退は起こらないのかどうか。人員のリストラ等についても大丈夫なんだ、賃金のカットあるいは12年12月までの賃金の定給昇給の延伸、こういうものは大丈夫なんだと、そういうふうな総合的な見通しを示しながら、この開発公社の将来像といたしますか、近い将来像です。極めて近い将来像です。精査をはっきりとしていただきたい、こういうふうに私は先ほどから言っているんです。どうですか。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 議員の御質問にありましたように、私どもも裏づけない結果をお出しをするわけにはまいりません。したがって、土地開発公社の持つ十数件の項目について、すべてを年度割りし、事業費を出し、財源を出しというふうなことは、電卓をたたけば出てきますけども、そういう無責任なことはしたくないということで、全体についての精査は困難であるというふうに申し上げます。

ただ、先ほどといたしますか、本議会前に中期財

政展望という形で一定の総枠を明らかにさしていただきましたが、その中で我々として当面取り組まなければいけない大きな事業については、先ほど申し上げました。この辺については事業費、あるいは年度割り、あるいは財源内訳ということも明らかにしながら、一定の財政計画を組ましていただいたつもりでございます。

その結果として、確かに公債費負担比率は平成13年から14年に15%を大きく超えるという結果にはなりますが、その後必要な対応をやれば公債費率も自然に形として平均的なといえますが、健全な形へ向かっていくというふうなことも我々としては一定の分析をさしていただいております。

そういう中で、土地開発公社の持つ土地につきましては、先ほど申し上げましたような3つの事業、この辺についてとりあえず全力を傾けてこれを完成させていくと。その後に残る事業についても、毎年毎年精査を重ねていくというやり方が一番責任のあるやり方だろうというふうに思っております。それ以外に事業用地の見通しの当面立たないという点については、何度も申し上げますが、売却ということも含めて検討していきたいということでお答えをさしていただいております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は3件、一番財政に後年度に影響を与える、13年、14年に公債費率を大きく危険ラインを突破させる、そういう事業はやりますと。ところが、市民の安全や福祉にかかわるようなそういう事業、これについては見通しが無い、しりをまくる。言語道断ですよ。そんなことで開発公社の理事長として事を進められたら、私は十分納得いかない、そういうやり方は。

今精査すべきは、本当に財政に大きな影響を与え、福祉切り下げ、そして職員のリストラ、こういうことも考えざるを得ないような、そういう大事業、それにつながるような大型開発ですね。それこそ見直して財政の健全化を図る。これは開発公社も同じことです。そういうことで、私は強くそのことを強調して、質問を終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第9、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

泉南市固定資産評価審査委員会委員の與野佐智雄氏は、平成11年11月30日をもちまして任期満了となりますが、同氏を泉南市固定資産評価審査委員会委員として最適者と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を賜りたく、御提案申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書25ページにお示ししているとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

副議長（奥和田好吉君） 次に、日程第10、議案第2号 泉南市情報公開条例の制定についてから日程第13、議案第5号 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の制定についてまでの以上4件を一括して議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案4件につき

ましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） たいま一括上程されました議案第2号から議案第5号までの4件につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、議案第2号、泉南市情報公開条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の27ページでございます。本条例につきましては、本市が保有するさまざまな情報を市民に広く公開することにより、開かれた市政、市民参加の市政を推進するとともに、行政全般の透明性を向上させ、幅広い市民の参加により社会情勢の変化に対応した効率的な市政運営を図るため、上程をさせていただくものでございます。

議案書の29ページをお開きを願います。まず、「（目的）」といたしまして、第1条に市の市民に対する説明責任と市民の知る権利の保障を明記をいたしております。市政に対する理解と信頼を深め、市民による市民のための市政の発展に資することといたしております。

第2条では「（定義）」といたしまして、議会と御協議の上、議会を実施機関に含ませていただいております。対象となる情報につきましては、文書、図面だけではなく、磁気テープ、フロッピー等紙以外の媒体についても対象とさせていただいております。

続きまして、30ページをお願いを申し上げます。第5条では、情報の請求権者の範囲を定めておりまして、広義の意味での市民とさせていただき、その他につきましては努力義務といたしております。

次に、32ページをお願いを申し上げます。第9条におきまして公開してはならない情報について規定をしており、個人のプライバシーに関するものや法令等で公開が禁止されているもの等について非公開としております。

続いて、34ページをお開き願います。第13条の「（救済手続）」であります。情報の公開、非公開の決定に不服がある場合は、処分庁、または審査庁に異議申し立てをすることができることとなっております。異議申し立てがあった場合は、中立な第三者機関であります泉南市情報公開・個

人情報保護審査会で公正に審議をすることとなっております。

次に、35ページでございますが、この条例の施行期日は、平成12年4月1日からといたしております。

附則の2といたしまして、「（経過措置）」といたしまして、対象となる情報は、条例の施行日以後の情報が対象となり、それ以前の情報については、公開に努めるよう努力義務を記載をいたしております。

以上、簡単でございますが、議案第2号、泉南市情報公開条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第3号、泉南市個人情報保護条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書37ページでございます。本条例につきましては、個人情報の保護に関する市、市民、事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取り扱いについての必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進を図ることを目的といたしております。

39ページをお開き願います。第1条の「（目的）」につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

第2条の「（定義）」の中で、情報公開条例と同様に、議会を実施機関に含ませていただいております。また、対象とする個人情報といたしましては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報と定義をさせていただきます。

続きまして、43ページの最下段から44ページにかけてでございますが、第13条の「（自己情報の開示の請求）」につきましては、実施機関が現に保有している自己情報について開示請求をすることができ、さらに14条、15条におきましては、自己情報の訂正、削除の請求と、第16条におきまして自己情報利用等の中止の請求ができることとなっております。

次に、47ページをお開き願います。第23条に情報公開条例と同様「（救済手続）」を明記

をいたしております。また、施行期日につきましては、49ページに記載のとおり情報公開条例と同様、平成12年4月1日からいたしております。

次に、議案第4号、泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書の51ページでございます。本条例は、今御説明を申し上げました情報公開制度及び個人情報保護制度に係る救済手続として、不服申し立てを審議するため、中立な第三者機関であります泉南市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、公正に審議することを目的とし、上程をさせていただきますものでございます。

53ページをお開き願います。第3条で、組織として委員の人数を5名以内とすること、第4条では委員の任期を原則2年と定めております。さらに、54ページの第7条では、委員の守秘義務を定めております。

次に、議案第5号、泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の55ページでございます。本条例は、市民や学識経験者の参加により泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会を設置し、情報公開・個人情報保護制度の適正な運営を確保し、制度の改善を図っていくことを目的とし、上程をさせていただきますものでございます。

57ページをお開きを願います。第3条で委員の人数を7名以内とすること、第4条で委員の任期を2年と定め、58ページの第6条では委員の守秘義務を定めているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、議案第2号から第5号までの説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（奥和田好吉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 初めての情報公開条例の議案でございまして、冒頭にもありましたように、総務常任委員会の方で徹底的な議論をして、また

本会議に御報告いただくようにはなっておりますけれども、私も委員でございませぬので、若干この条例について質問をしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

情報公開条例の方は、知る権利が明記され、説明責任もきちっと入ったということで、私は個人情報保護条例について少し御質問したいと思っております。

まず、7条でございますけれども、これは一番初めにもらったペーパーには入っておらなかったんですが、必要な範囲内という後に適正かつ公正な手段によるということが入っておりますから、これは評価したいと思っております。

それから、9条の2項のところでございますが、本人への通知の問題はどうなるのかですね。これではちょっと本人に通知しなければならないというようには読めないで、この辺は本人通知というのはどういうふうになるのかを御答弁いただきたいと思っております。

同じように10条についても、本人通知の問題が抜けておりますので、本人通知というものを、ほかの市の条例では入ってるところもありますので、これはぜひ入れる必要があるんじゃないかなと思っておりますので、御答弁いただきたいと思っております。

それから、13条でございますけれども、これが自己情報開示請求ができる範囲を個人情報ファイルに記録された自己に関する個人情報に限定しているのは、これは大変問題ではないかなと思っております。いわゆる公文書とこの情報という文言がなかなかわかりにくい部分もあるわけですが、個人情報というのは、公文書との関係で個人情報ファイルに記録された自己に関する個人情報の請求が対象となると思うんですが、個人情報ファイルは定義によれば個人情報の集合のはずですから、情報に記録された情報というのはおかしい表現だと思います。個人情報ファイルをここでは個人情報を記録した公文書と解しているようでありますけれども、こういう混乱は、情報を公文書と同じ意味にしているところにあるのではないかと思います。結局そういうことで、定義のところ個人情報と公文書についてきちとうたっておく必要があるのではないかと思います。

また、代理人請求についても規定がありません

ので、必ず本人が来れない方もいらっしゃるわけですから、代理人請求というのもひとつきちっと条例の中には位置づけておく必要があるのではないかと思います。

それから、13条の2項ですけれども、これは非開示理由として、本人に知らせないことが適当と認められるものという規定を置くところは、最近では少なくなっていると思います。これは言うまでもなく教育の情報非開示の理由とされることが多くなるわけでありますので、まだ適当とはだれにとってなのかということも不明確でありますし、だれが不適当と認めるのかということもあいまいでありますので、法令の規定としては不適当だというように私は思いますので、この点はどのように考えておられるのか、御説明いただきたいと思います。

それから、15条になるんですが、削除請求の理由として7条だけが挙げられておるんですが、9条の部分、いわゆる収集の手続違反も請求の理由にするべきではないでしょうか。大阪府内でもこの収集の範囲、収集の手続の2つを削除の理由としているところが多いのは多いわけでありますけれども、第7条の違反のみを挙げるのは、大阪府下でも大変少ない自治体に限られておりますから、最近ではこの7条、9条を削除請求の理由として挙げておられるので、この辺はどうお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

それから、16条の2項でございますが、この決定延長のある間となっておりますから、決定延長の期間、期限をやはり条例には明記しておくべきではないかと思います。これについてもお答えいただきたいと思います。

以上、基本的なことだけお答えいただいて、また私の質問した部分について委員会等でも十分議論をしていただければいいと思いますので、提案者の市の方からこの点についての御答弁をいただきたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。
市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、お答えします。

多岐にわたり御質問いただいておりますので、漏れることがあろうかと思いますが、それはまた再質

問でよろしくお願いたします。

まず、7条にかかわります本人への通知でございますが、我々実施機関として情報を収集した場合には、その内容、ファイル名を年に1回告知するようになっております。そのときに、十分御理解していただけるんじゃないかと思っております。

それと、代理人請求ですか、その分はこの条項の45ページの17条の2項として書いております。「（自己情報の開示等請求手続）」といたしまして、2項で「前項の規定による請求は、実施機関が定める本人であることを確認できる書類を提示し、本人が実施機関に請求しなければならない。」ということになって……代理人請求がございます。そのときには御本人のものと、それから代理人の証明するものを出していただくということになっております。（小山広明君「どこの条項」と呼ぶ）ちょっとお待ちください。（小山広明君「さっきのとは本人の問題か」と呼ぶ）ちょっとお待ちください。申しわけございません。これは後で願いたします。

それと、もう1点、何をもちて適正と判断するかの御質問でございますが、これはあくまでも実施機関が責任を持って適当か否かの判断をさせていただきます。

それと、削除の問題でございますが、これは…（小山広明君「今は13条の2やな」と呼ぶ）はい。申しわけございません。（巴里英一君「情報開示か個人情報かどっちか言うてくれない」と呼ぶ）ただいま御質問いただいておりますのは、すべて個人情報条例でございます。

44ページです。13条の2項の です。これで本人に知らせないことが適当と認められると書かしていただいております。この適当が、だれがどういう判断を下すかとの御質問ですが、これは実施機関が責任を持って判断することとさせていただいております。

それと、続きまして45ページの上段の15条の削除するということでございますが、これは請求権を保障するものでございまして、事実と反することがあれば、それを申し出ていただいてそれを削除、訂正等をさせていただくということです。

以上です。先ほどの件は、すぐ調べますので、

お待ちください。

副議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長
市長公室企画広報課長（若野和敏君） どうも失
礼いたしました。

最初の代理人申請ですが、保護条例の17条で
す。45ページです。第2項の関係で開示請求は
本人が行うことが原則なんです。先ほど御質問
いただきましたように、御本人以外の方の請求に
応じることも当然必要ではないかということで、
一応これは解釈、運用上で判断させていただく
ということで、本人であることを確認できる書類を
添付していただいて請求をしていただけるとい
うことにさせていただきます。

それと、もう1点、延長期間ですが、16条の
2項ですね。どの程度の期間を予定しているか
ということなんです。延長する期間は、おおむね
6週間以内を一応今のところ予定させていただ
いております。これは自己請求の開示があった場合
です。ただ、削除または利用等の中止請求の場合
には、おおむね4週間以内をめどにさせていた
いております。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 小山君。

2番（小山広明君） 先ほどの非開示の分ですね。
これは13条2項にかかわる問題ですが、適当と
はだれか。実施機関ということなんです。これ
はよく御存じのように、内申書とか個人の至って
知りたい情報が実施機関の都合によって開示され
ないということで、もうこれは流れとしては、本
人の請求に出してある状況もあるわけですから、
そういう点では、こういう項目は外した方がいい
んじゃないかなという意見があるんですね。こ
れはなかなかあいまいです。本人の情報が欲し
いわけでしょう。しかし、学校側から内申書とか
いるんならそういうものを学校の運営上、困ると
いうことで出さないことがあるんですけども、そ
ういうことには使われるということで、この条項は
削った方がいいというような意見があると思うん
で、この辺はどうなのか。

実施機関がするといっても、情報は個人の、自
分の情報ですからね。そういう点では、この情報
はちょっと運用面でいろいろトラブるのじゃない

かなと思いますので、個人の評価、診断、指導、
判定、相談云々ですね。本人に知らせないことが
適当と認められたて、本人はどういう判断をされ
たか全然わからないわけですから、当然そうい
うトラブルになるので、この部分は削除した方が
いいんじゃないかなということなんで、これは委
員会の方でまた十分踏まえて議論していただけれ
ばいいかなと思いますので、当該の委員の方、よ
ろしくこの点は議論していただきたいと思いま
す。また、委員会の報告として本会議に出てまいり
ますから、そのときの推移の中でまた意見なり賛否
を示していきたいと思えます。

それから、9条の本人に通知しなければならない
という規定を入れた方がいいんじゃないかなと
いうのをちょっと申し上げたんで、この辺は若野
課長、どういうふうにお考えなのか。答弁なかつ
たように思いますので、よろしく願います。

それから、代理人請求については、条項がない
ですね、中に。運用でやるといっても、これも...

〔林 治君「議事進行について」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 今の質問は、条例の各条
文について質問されているので、質問者の方も、
例えばこの条例が第何条の何項の何とか、そう
いう数字ですね。でないと、聞いている者が条文全部
をバーッと読まないといけない。わかってるこ
ともあれば、わからないところもあるから、自分
だけわかった質問は、この場合はそうでないよ
うにきちっと質問をしていただきたい。後で委員会
に全部任せて、そんなことでなくて、本会議でき
ちっとやってください。

副議長（奥和田好吉君） 質問者に申し上げます。
そこのところはよく整理しながら、質問の方も
きちっとやってください。小山君。

2番（小山広明君） 大変複雑な条文なんで、ち
ょっと事前に調べてメモを書いてきたんで、これ
を言ったことでちょっとわかりにくかったと思
いますので、きちっとその辺は言わせていただき
ます。

今申し上げましたところの議論でございますが、
個人保護条例の13条でございます。これはペー

ジ数が、配られているペーパーでいいますと、資料2になるんですが、13条ですから4ページです。条文でいいますと13条……

〔巴里英一君「議事進行で」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 小山議員に失礼だと思いますけど、上程されているのはこの議案なんです。それで別紙だと言われると、一たん休憩してもらって、別紙を持って登場しなきゃならないので、ここの提案理由に述べられた内容を、ポイントをきちっと押さえていただいて、例えば40ページの何条の何項のこれについてはどうだというふうに御質問いただければ、議事がもう少し進行するんじゃないかと。答える側もいいんじゃないかなと思うんで、その点よろしくお願ひしたいと思います、議長の方から。（小山広明君「休憩せんでいいですよ。わかった。単純なことや。議長、もう余り長くやりませんから」と呼ぶ）

副議長（奥和田好吉君） 質問者に申し上げます。そこのところをピシッと自分で整理をされてやってもらわんと、時間だけがやたらかかりますので、これは付託議案ですので、そこらのところをきちっとしながら質問してください。小山君。

2番（小山広明君） 大変申しわけなく思っております。総務委員会で配られた資料でやっとったんで、ごめんなさい。

では、今理事者が御説明されました議案書に基づいて再度さしていただきます。議案書のページでいいますと、44ページになります。44ページの部分で先ほどちょっと言いましたが、いわゆる教育情報の非開示問題があるので、至って個人が知りたいという、こういうものについて、やっぱり実施機関が判断するといっても、なかなかこれは情報の内容からいっても、こういうものはトラブルのもとにもなりますし、実施機関が本人が知りたいという本人の情報を出さないということも今後できないだろうということからすれば、この分はやはり削除した方がいいんじゃないかなと思いますので、その点について理事者の考えを聞いておきたいと思ひます。

それから、先ほどもちょっと言っきましたが、15条ですから45ページですね。これは第7条

の規定だけが上げられておるんですが、第7条は、バックしていただきますとわかっていただけと思うんですが、個人情報の収集等をしようとするときは、その所管する事務の目的達成に必要な範囲内で云々とあるんですが、同じように9条で収集方法の制限ということで、いろいろ収集にしても1つの制限を加えてるので、これもやはり15条の中に加えるべきではないかなと、そういうように私は思ひますし、大阪府下の各市町村の条例でも、こういうものは最近に入れておらない。当初これが抜けておったのがありますけども、そういう点ではやはりこの分も内容的には加えるべきではないかなと、そういうように思ひます。これは、先ほどの答弁でそこがちょっとありませんでしたので、御答弁をいただきたいと思ひます。

先ほどの9条の本人に通知しなければ——9条ですからページ数で申し上げますと41ページ分ですね。これはやはり本人通知というものが無いと本人がなかなかわからないので、決定なかったらもうそれはないものとみなすといっても、本人にはそのことが伝わらないと思うので、この辺はやっぱり本人に通知するというようにすべきではないでしょうか。

それは同じように42ページになる10条についても、やはり本人通知ということが必要だと思ひます。

一応理事者の考え方を聞いておいて、付託議案でもありますし、またそこを踏まえて当然委員会でも議論されると思ひますから、明確に理事者のお考えだけ聞いておきたいと思ひます。

副議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、告知の問題です。御本人の方に通知すべきじゃないかということなんですが、これは収集しますと相当人数ございます。場合によっては住民基本台帳等の場合もございましょうから、その辺を個々に御本人に通知するというのは大変なことになろうかと思ひます。そのために年に1回、我々行政、実施機関が情報収集したものを告知するというところで義務づけをうたっております。それは議案書の47ページ、第22条にうたわして

いただいております。

それから、続きまして44ページの13条の教育的な情報についてということなのですが、これの実施機関は、御案内のとおり39ページの2条の定義にうたわしていただいておりますように、教育委員会等も入っております、これは我々行政がとやかく言えるあれはございませんが、やはり一定の、何と申し上げましょうか、本人に知らせないことが適当と認められるものということで、これはある程度非開示は必要ではないかと判断しております。また、これを開示することによりまして、御本人の意欲や向上心、また御本人に悪影響を及ぼす可能性もあろうかと思えます。また、時と場合によっては病名等を本人に告知しない方がいいという場合もございますので、そういう形をとらせていただいております。

それから、45ページの15条です。7条、9条も当然入るべきじゃないかという御質問ですが、これは収集の制限です。ですから、9条も当然含まれております。7条は一般的な収集、それから9条は御本人からの収集ということで、これは収集の制限ということで位置づけをさせていただいております。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

———島原君。

17番（島原正嗣君） 委員会に付託ということで決まっておりますから、簡単にお伺い、教えていただきたいなと思えます。

初めてのことでございますから、いろいろそれぞれの立場で考え方が違ったり解釈が違ったりすると思うんですが、まず私は29ページの「（定義）」、第2条の実施機関の関係でございますが、これは具体的にそれぞれ明記をされてるわけでございますけれども、ただ、この中に泉南市が補助金を支給している団体等の関係が載っていないんです。例えばシルバー人材センターとかデイセンターとか、いろいろなところに補助金をたくさん出してると思うんですが、そういうところの情報開示は一体どうなるのかですね。大阪府下34市の状況を見ますと、そういうところを開示するということもございます。本市の場合はこれだ

けに限っておるのかどうか、お答えをいただきたい。これが1点です。

それと、次の情報を提供した場合、実施機関が職務上、資料等あるいは文書等を作成して、特に私は磁気テープとかマイクロフィルムとか、そういうものが請求者から要請されて支給しなきゃならんという場合の手数料の問題、閲覧でありますと手数料は要らないと、こういうことを書いておるんですが、この資料請求をされた場合の料金等は一体どうなるのか。これはあくまでも全部無料ということなのかどうかですね。いやいや、そうではないと。泉南市の手数料条例に従うんだと、こういうことになるのかどうか、そのことも含めて一応御答弁をいただきたい。

副議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 情報公開条例の第2条の実施機関の関係でございますけれども、執行機関の関係で、実施機関として市長から議会まで入っておるわけでございますけれども、その中で執行機関に附属する審議会等については、執行機関に含むというふうに解釈しております。

それと、市が出資する法人等につきましては、市とは別の法人格を有するわけでございまして、実施機関に今回含んでいないということでございますけれども、市とのかかわりが深く、実施機関に等しい公共性を有する団体として、市の制度の趣旨に沿った対応を求めていくというふうに考えておるところでございます。

あとの手数料の関係は、課長から答弁いたします。

副議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） お答えさせていただきます。

29ページの情報の位置づけの2条のですね。磁気テープその他マイクロフィルムとそれからフロッピーディスク等ございます。この場合には、情報の公開ということで一応紙を媒体としてお示しをさせていただきます。紙を媒体として使いますが、閲覧の場合にはやはり無料とさせていただきます。ただ、その写しが必要ならば、その経費はいただくことになっております。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 1点目の定義の実施機関の問題は、公共性を持つものについては同様の判断をしていくと、そういうことでよろしいと。この第2条に定義をされている市長初め議会までの何項目か羅列をしておるんですが、そういう解釈でよろしいかどうかですね。もう一度お答えいただきたい。これが1点です。

それと、手数料の問題の御回答をいただきましたが、紙代ぐらいをいただくというのは、私は理解をしてるんですが、ただ、今現在ある泉南市の手数料条例か規則か、ちょっと条例を見なきゃわからんですが、いずれにしても手数料については、その項目の中に、例えば磁気1つ幾らとか、あるいは何幾らとかいうのは、恐らく私は磁気の問題、テープの問題は、その手数料の中の項目には入っていないのではないかなと思うんですが、それは例えば住民票を取りに行った手数料とか、納税証明をくれといった手数料と同様の判断でよろしいのかどうかですね。これが1点です。

それと、先ほども申し上げましたように、初めてのことでありますので、問題は情報の管理運営をこうした情報公開の構成要件のあり方というものです。これは全体——議会は議会事務局というところがあるんですが、ほかにも例えば総務から民生、教育、いろいろあるわけですが、それぞれの情報公開についての管理は、これは情報公開課とかいうようなものを今後つくられて、そこで一括して管理するのか、いやいやそれではなしに、それぞれの部署、所管で管理をしていただいて、情報公開をしていくということなのか。全くもう一本化しないということになるのかどうかですね。

情報公開というのは大変貴重な資料であり、問題でありますから、そこをだれでもかれでもということでないように、やっぱりきちとした担当、プロとまでいなくても、一定の作業に携わる育成なり養成なりというものをきちとしとかなないと、後々混乱が起きるのではないかなという気がします。この点についてはいかがでございますか。

副議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 1点目でございます

けれども、公共性を有する団体には市の趣旨に沿った対応を求めるといってございませぬけれども、現実に準備期間等も要りますから、来年4月1日すぐということにはならないかもわかりませぬけれども、順次その形で対応を求めるといって形にしたいと思っております。

それと、情報の管理でございますけれども、我々考えておりますのは、情報公開の請求がありましたら、公開担当窓口は4月1日で発足したいというふうに考えております。

ただ、今回、現在文書整理を行っておりますけれども、この文書につきましては、当然所管、所管で管理する文書だということに考えておりますので、その情報公開の担当窓口申請をいただいたものについて、文書を管理しているところと協議をした中で対応していくという形になるかというふうに考えております。

副議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、手数料について御説明させていただきます。

まず、先ほど申し上げました磁気フロッピーから紙の媒体を写しますね。それを見てもらう場合には閲覧ですので、料金はいただきません。そのコピーを必要とされる場合、写しを必要とされる場合には、これは実費をいただきます。

それと、今回この情報公開条例に基づく資料請求、コピーの請求でございますので、これは現在ある手数料条例、これとは別個の判断をさせていただいております。原則閲覧は無料、それとコピーは実費程度ということで今考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（奥和田好吉君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 総務常任委員会に付託でございますから、特に議会にも4つの常任委員会がございますが、総務委員会は夏目漱石以来の頭脳明快な委員ばかりでございますから、異議なく御付託をいたしますけれども、ただ希望としては、この条例を見る限り、2000年問題の情報開示、いわゆる危機管理についてのできれば問題点、情報公開というものを1つは将来の検討課題として考えていただきたいなと思っております。

それは極端に言いますと、地震等あるいは病院、

あるいは銀行あるいはさまざまな問題がこれから2000年問題として出てくるわけですが、これは一般的な議会、行政の資料を提供するというところでございますが、問題は全体、これからの日本の国あるいは日本の将来は、世の中どうなるかわからんという時代でもございますから、2000年の事態に備えてそうした救急医療体制の問題、病院問題、今申し上げました電気の問題、蓄積がどうなってるのかということも含めて、将来考えていただきたいというふうに思っております。とりあえず意見を付して、終わります。

副議長（奥和田好吉君） 3時40分まで休憩します。

午後3時10分 休憩

午後3時42分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北出君。

21番（北出寧啓君） 細かい論点は総務委員会でやっていただくので、概括的なとこだけ質問させていただきます。

泉南市情報公開条例と泉南市情報公開・個人情報保護条例の2つに分かれてるわけです。この関係なんですけれども、大体アメリカなんかでは前者の情報公開条例が優位に来ておりまして、ヨーロッパでもドイツというのは、どっちかという旧来の歴史的な経緯として個人情報保護条例云々という流れがありまして、それがEUの統合の中で、大体ドイツにしてもアメリカの情報公開条例に近い形に今展開されているというのが時代の流れでありまして、この中でどっちを優位に置くのかというふうな話で、もちろん泉南市情報公開条例を優位に置いていただくんだとは思いますが、その辺の関係性について若干補足していただきたい、説明していただきたい。

つまり、小山議員がさっき指摘されたように、例えば指導とか診断、評価云々という問題は、この間も判例も出てますし、一定公開しなきゃならないという流れになってきておりますから、そういう意味では小山議員の指摘は正確かなと。そういう問題もございます。だから、それが情報公開条例と個人情報保護条例との関係であると。どっちを

優位に置くのかというふうな話になってくると思っています。

それを踏まえて、もう1点、そうすると審査会がどういう形で、どういう配置で行われるのかと、これもある程度考えておいていただかなければ、個人情報保護条例を優位に置いてなかなか進まないというふうな問題も発生してくるかなと思いますので、その辺の確認をしたいと思います。

そして、最後の1点としまして、情報公開条例はもう全国いろいろ出ておりまして、我々もやり切れなかった不備は議会として反省しておりますが、このアカウントビリティ、説明責任というのが完全に明示されてるわけで、それを保障するための各情報の整理とかがどの程度まで実際本市役所で進められているのか。4月から情報公開条例が施行されたとして、どの程度対応できるのかと。100%対応するというのは非常に難しいかなと思います。その辺の準備がどの程度まで進んでいるのか、その辺の説明をお聞かせ願いたい。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、情報公開条例とそれから個人情報保護条例の2点、言われれば1つはお見せしましょう、1つは守りましょうと相矛盾するかと思うんですが、情報公開条例ではやはり原則公開です。この情報公開条例では個人情報の保護ということになりますと、若干消極的な意味合いの保護になるかと思えます。そのために、やはりプライバシーを侵害しないということを明確にするために、積極的なプライバシーの保護ということで保護条例を上げさせていただいております。

それと、審査会の配置ですが、審査会、今上程させていただいてますが、委員さん5名、予定いたしましたしましては弁護士、それから学識等を予定したいと思っております。それと、できれば医療関係に従事されてる方もお願いしたいとは考えております。

それと、現状の実施機関が持っております情報の整理の状況でございますが、ただいま総務部の方で鋭意整理中でございますが、これは現行の今持ってる情報の整理、それからいわゆるファイル

化を進めてまいっております。

それと、平成12年の4月1日にこれが施行されますと、当面は条例施行後の文書が対象になるわけでございますので、その辺まずは1段階としては平成12年の4月1日からの文書は対応できるようにするよう、我々もこの条例が可決いただければすぐにまた研修会、それとその対応等もどんどん進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。

〔東 重弘君「議事運営、議事進行」と呼ぶ〕
議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） この案件は、過日の議会運営委員会で付託案件ということに決定しております。各会派におかれては、当該委員会の委員を持たれる会派におかれては、その会派において討議をし、しかるべき開催される委員会においてその委員をもって委員会で発言をする、そういうことが適切じゃないかなと思います。一昨日開かれました議会運営委員会におきましてもこのことはお願いをし、了解済みでございますので、議長におきましては適切な運営をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） ただいま東議員からの議事進行につきまして、付託議案である旨の提案がございましたが、議長の方でもそのような1つの配慮をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いしておきます。松本君。

6番（松本雪美君） 今、東議員の御意見をいただきましたので、もう簡単に一言だけお願いをしたいと思っております。

この条例の中には、審議の過程で例えば東大阪市の情報公開条例とか大東市の情報公開条例、熊取なんかのものも出されて、そんなものも見せていただいたところですが、その中にはオンブズマン近畿ネット情報公開ランキングというのがある、7月の17日には新聞発表されて、第1位やとか2位やとかという、そういうような記事も見たんですけれども、その見せていただいた限りにおいては、泉南市のものを見せていただいて、私は先ほども島原議員からの意見もありまし

たけれども、情報公開の範囲ですけれども、例えば先ほどもおっしゃってたんですが、法人なんかとかというのは当然その範囲に入るんだと、こういうふうにおっしゃってたんですが、それを規定している部分が情報公開条例、泉南市の分にはありませんので、その辺についてどこを基準にして、範囲の基準というのですか、そういうものを定義づけるものがあればいいなと。

見せていただいた限りにおいては、雑則みたいなところに入ってんで、熊取でも大東でもそれから東大阪でもそういう部分で入ってましたんで、そこがどうして定義づけられなかったのか、ちょっとその辺を聞かしてほしいなと思います。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 法人等の範囲ということでございますけれども、先ほども御答弁を申し上げておりますように、本市が出資の法人等につきましては、実施機関に含まれておらないということでございますけれども、公共性等があるということの中で、それに沿った対応を求めるということで、今後どのような団体がそれに該当するんかということの精査をした中で、若干実施時期がおくれると思っておりますけれども、その辺整理して対応を求めていくということで御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私も付託議案だということ念頭に置きまして、ごく簡単に質疑をいたしたいというふうに思います。

この情報公開条例を提案されました市当局、とりわけこの実務に携わりました職員の皆さんには心から敬意を表したいと、こういうふうに思います。それを踏まえて若干お聞きをしたい。何か生き字引と言われる方がおられるそうでありますから、そういう方にもぜひ勉強させていただきたい、こういうふうに思います。

まず、請求権者の問題なんですが、情報の公開を請求できるものなどあります。30ページ、第5条であります。ここまで規定をされるわけですから、何人もということで簡単に、これは市民にわかりやすいという、これが1つの公開条例の財産を共有すると、持てる財産を共有するという立

場から市民にわかりやすく、できるだけ利用しやすいものにするということになれば、ここでる規定を設けておるわけですが、こういうものはもう何人もというふうに一括した方がいいんじゃないかと。

例えば、まだ情報公開条例が制定されていない、佐野なんかはこれからだというふうに関心ですが、例えば我々泉南市の住民が佐野の情報を公開する場合に、例の大口で廃液の垂れ流し事件がありました。あれは大口です。佐野ですよ。この関係なんかの情報を入手すると、我々がしやすいと、こういう場合には我々が先鞭をつけると、佐野にも右に倣えしてほしいと、こういうことで我々が佐野の情報を入手しやすいと。

昔、岩出で焼却場の焼却残渣の垂れ流し問題が金熊寺川であったと。こういうときなんかもやっぱり岩出町の情報を入手する場合に、これはもう何人もというふうに関心で我々が先鞭をつけてあげて、よく我々もよそではこういうふうに進んだ条例があるやないか、こういうことに先進例をよく利用してもらおうわけですが、まさにその先進的な役割を我が泉南市が果たしていくと。我々に返ってくるわけですから、そういうことも考えて、ここまで規定されておられるわけですから、これは異論があるというんじゃないかと、さらにできればそういうことで加味していただけたらというふうに思います。もうできるだけ割愛してやっていきたいと。

それから、決裁、供覧の問題なんです、ちょっとさかのぼります。ごめんなさい。29ページの第2条の2号、「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し」と、こういうふうになってます。これはやっぱり情報公開を狭めるんじゃないかというふうに思うんですね。国の情報公開法ではどういうふうになってるのか。国はいろいろ知る権利なんかの明記を取り外したとかいうことで、大分地方自治体に比べればおくれるんですが、こういう点もあえて外してるというふうに聞いておるんですが、その辺ですね。

例えば悪くとりますと、これは住民と行政が信頼関係でこういう情報公開条例というのをやっていくということで、できれば職員が自分のメモと

して持っているということになれば、これはやっぱりこういう規定がありますと、メモだから出せへんというようなことが現実の運用面で起こってくるのではないかと、こういうような気もするわけですね。

だから、この辺はあえて持てる情報はすべて共有財産ですから公表していくと、こういう表現にさせていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。その点も御意見をお聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、小さいことなんですが、31ページの第7条の2項で、「正当な理由があるときは、当該決定を延期して行うことができる。」ということで、他市のやつを見ますと、そのこの延期の期間もちゃんと日限を限って具体的に提起してるんですね、例えば2週間とか15日とかね。その辺はなぜそうならないのかというふうに思います。一体いつごろ、それじゃ延期の期間で延期したら、再度いつまで待てばいいのかと市民は当然思うわけですから、その点も延期の場合には日にちを明記してあげることが親切ではないか、こういうふうに思います。

それから、公開してはならない情報という、これは32ページの第9条なんです、ここで今個人情報型とそれからプライバシー型という2つの側面から個人情報を分けているということが言われてるようなんですが、プライバシー型というのが大体1つの方向のようになっているんですが、あえて古いというと語弊があるかもわかりませんが、より進んだこういうものをなぜ、通常他人に知られたくないと認められるものと、こういうことを入れれば個人プライバシー型になって、先ほどの個人情報保護条例との兼ね合いからもうまいくんではないかなというふうな気がしました。

それと、この場合に公務員の皆さんが個人でかわっている情報ですね。しかし、個人といっても仕事の上で知り得たいろいろな情報ですね。これはどうなのかと、こういうことも出てくるわけですね。ここでやはり先ほどの決裁、供覧ということとの兼ね合いが1つ問題になってくるように思うんですが、その辺はどうなのかというふうに思います。

それから、34ページの13条の2項ですが、ここで決定の不服申し立てに対する回答を90日以内にすることなんです、通常不服申し立てというのは60日ではないかと、90日というのはちょっと長過ぎるのではないかなというふうな気もするんですが、その辺もお教をいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、あと審査会の問題なんです、これは第4号ですね。この中で54ページの第5条ですが、その他の必要な協力を求めることができる、こういう抽象的な表現なんです、他市のを読まさせていただきますと、その辺もう少し具体的に明確になってるのではないかなというふうに思うんですが、その他の必要な協力というのは一体何なのかということですね。

付託案件だということ尊重しまして、極めて絞りに絞って質問いたしました。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 多項目に御質問いただいておりますので、それでは最初に御質問の請求権者、どうして何人もできないかということで、議案書の3ページでございます。これは、我々限りなく何人にも近づけてつもりでございます。ただ、若干市の条例でやる場合にはやはり大原則、市税が当然かんでくる事業としての位置づけがまず最優先されるべきだとは思っております。

それと、30ページの5条でございます。2項で努力規定をきちっと書かさせていただいております。それと、議員先ほど例に出された事例等は、これはやはり何らかのかかわり合いのあることで、これはうちの条例でいきますと、第5条の1項第6号にかかわるもので十分対応できると考えております。

続きまして、29ページに戻ります。定義の第2条の第1項第2号です。「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し」ということですが、国の方では一応共有というような形を表現させていただいてるようですが、うちの方もこれはやはり決裁、供覧、いわゆる公文としての位置づけがビシッと明確になった時点ということをこれで明確にさせていただきたいと思って、こういう表現

をさせていただいております。

それと、これも例を出されておられましたが、職員等の会議録、これは供覧を仰ぐときには必要ならばこれを皆つけております。これは当然ながら公文書扱いですので、これは公開の対象となりますので、その辺は御心配なさらなくて、大丈夫だと思います。

それから、31ページの第7条の2項です。当該決定の延期ですが、これも先ほど休憩前にも申し上げましたが、おおむね6週間以内を一応予定させていただいております。この文言につきましては、規則等今回まだお見せしてないんですけど、その辺も今後また検討させていただきたいと思っております。

それから、10条のプライバシーとそれから職員の位置づけですが、これは前ページの32ページの9条の1項第1号の工をごらんいただきたいと思っております。これによりまして、我々公務員の職務の執行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報は、9条は公開してはならない情報となっておりますが、これは例外規定として公開するようにいたしております。これは除いておりますので、十分公務員のあれは出せるはずですから。

それと、不服申し立てですが、議員御指摘のように、行政不服審査法では60日となっておりますが、いい悪いはわかりませんが、それよりまだ日にちを延ばさせていただいて、若干余裕を持たせるつもりでございますので、その辺の御配慮をよろしく願います。

それと、審査会の協力事項ですが、これは審査会の先生方にいろいろと御審議願うわけなんです、その御審議の資料につきまして、やはり実施機関の方で準備するもの等が発生した場合には即協力体制をとるということで、その義務をうたわさせていただいております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 一番後の答弁からさかのぼって再度お聞きしたいんですが、非開示の文書等ですね。いわゆる審査のときに当然求められるというふうに思うんですが、非開示の通知文書ですね。そういうものについての提出等、他市の審

査会では具体的にうたっていると。こういうところもあるやに聞いておるんですが、そういうことについてはもうちょっと——条例は実施規定ですから、運用規定ですから。これには運用規則とか運用要綱とか、そういうものはつかないわけでしょう。もう即この条例で行くわけでしょう。そういうことになれば、もう少し細かい具体の規定があつていいんじゃないかなというふうに思います。それを再度お聞きをしたいというふうに思います。それだけで結構です。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 先ほどの御質問ですが、この条例のほか規則、この4条例につきましてはかなり複雑なところもございますので、これは当然ながらいろいろ課で判断が異なると非常に大きな問題となりますので、我々自身条例の規則、それから要否ですか、それと運用をやはり明確にさせていただいて、それに基づいてこの条例を施行していくということにさせていただきたいと思っておりますので、今その準備作業をしておりますので、その辺御理解賜りたいと思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 運用で明らかにしていきたい、明確にしていきたいというお答えだったんですが、これはいわゆる運用規定とか文書で整理されたものが出てくるのかどうか。それから、先ほど公室長がお答えになりましたいわゆる出資団体、外郭等が実施機関と同じような役割を果たすのかどうかと、どういう義務規定が縛りとしてかけられるのかと、こういうことについては当然条例でうたって、それを受けた規則なりになるのか、もう即条例の中で、東大阪や大東や熊取のように雑則の中でうたうのか、その辺は明らかにさせていただきたいというふうに思います。

以上、2つだけお願いします。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） まず、この条例に基づく規則、それから規則の次に運用ということで、これは文書できちっとさせていただきたいと思っております。ただ、実施機関に若干議会さんと我々行政、また教育委員会は多少のあ

れがあるかと思いますが、その辺はやはり条の趣旨のもとに運用をつくりたいと思います。

それと出資機関ですが、これは我々の方も今行政、それから皆さん方議会と一緒に初めてやらさせていただきますし、公室長も答弁させていただいてますように、やはり出資団体とかそういう形も、既にこの情報も我々もその都度提供もさせていただいておりますので、その旨御報告させていただきます。（和気 豊君「だから条例の中で」と呼ぶ）

この条例の運用の中では、今回まだ申し上げることはないと思います。この条例に対しての運用ですので、出資機関は別人格となっておりますので、その辺は今回のこの運用では若干つらいかと思っております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） いや、外郭団体、出資団体のいわゆる義務規定については、この条例の中でうたうのか、その他の雑則項目というのがありますよね、いわゆる審査会規定の後に。よそは審査会というのは1つの条例の中に一緒に包括してまずけれど、その後に雑則ということで細かい具体の規定、その中で東大阪やあるいは大東や熊取は条例の中でそれをうたってるんですよね。だから、そういう扱いをされるのか、それとも市長が必要と認めたことについて、別途いわゆる規定という形で運用規定なり規則として整備されるのか、その辺をお伺いをしたいということをお願いいたします。

まだ決まってないということであればそれでいいですが、そやけど、これはもう具体的な問題ですから、もう来年の4月1日から実際に運用されていくわけですから、その辺は明らかにさせていただきたいというふうに思うんです。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほども申し上げましたように、出資関係の法人等は、これは別の組織でございますから、今回提案させていただいておりますのは、この第2条の実施機関の中の分に該当する条例ということで、この実施機関の中の条例についての規則も細かいことは現在策定中でござ

いますし、その運用規定というんですかね、それも策定した中で運用していくということでございますから、法人等につきましては、市の条例なり規則等参考にしていただいた中で、その団体においてどういう形で情報を公開するかという、それは検討はしてもらわなきゃならないと思いますけれども、当然市の方とかかわりが深いですから、市の公開に準じた形で進めていただくように我々としては求めていきたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっとようわからんけど、他の文書規定なりそういうものを参考にすると、こういうことなんです、市民からいえば、やっぱり情報公開にかかわってその条例だけで見れば、そういうことがはっきりすると。他のやつをまた引っ張り出してきて、我々だったら、議会であれば、議員であればそれで飯食ってるわけですから、そういう努力も可としますけれど、しかし市民にわかりやすい条例ということになれば、やっぱりこの中で補則なり雑則なりでうたい上げていくということが大事なんではないかというふうに思うんですよ。

だから、その辺はどうするのかという、もう何回も余り同じことを質問せんと、まとめて答えてくださいよ。せっかく議事に協力してやってるんですから。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） ただいまの御指摘でございますが、御案内のとおり熊取さんのそういう条項も我々も承知いたしております。ただ、その条項につきましては、そういう何と申し上げるんですか、訓示規定的な表現を今されると思います、判断では。

それで、我々自身もこの条例を可決いただいた暁には、先ほど申し上げましたように解釈とか運用とか、これを明確に文書化していきます、運用のために。だから、その中には当然ながら我々実施機関のポリシーというんですか、姿勢というのが明確にさしていただけたらと思っております。ですから、実施機関の姿勢が明確になれば、おのずからその辺は波及していくものと考えておりまし

て、まずはこの条例の運用が第1点目の目標と考えておりますので、どうかよろしく願います。（和気 豊君「運用規定でうたうんかどうかということ聞いてるねやんか」と呼ぶ）

目標時点として、まずはこれを先にお願したいと思っております。今回は、運用の位置づけもそういうコンセプト、ポリシーを表現させていただき予定をさせていただいております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、32ページの公開してはならない情報、第9条の3の最後、「不当な差別による人権侵害を生ずるおそれがある情報」という部分について、余り時間を取りたくないんですが、お伺いしたいと思います。

これについては、去る6月に出了された泉南市情報公開条例の素案にはこれは載ってないと。なぜ新たにこの条例が加えられたのか。

それから、2番目は、不当な差別による侵害とは具体的に何を示すのか。

3つ目は、不当な差別とはだれが決めるのか。

それから、4つ目は、人権侵害は、差別による人権侵害のみが人権侵害なのか。差別による人権侵害、ここに書かれておる人権侵害というのは、不当な差別によると、これ1項目ですわね。だから、それ以外の人権侵害はすべて情報公開するかということで、これもお伺いしたいと思います。

それから、他市の情報公開法で、私の調べたところでは泉南市だけこの項目が加えられると。これはなぜなのか。泉南市だけ特別にこういうことを加えなきゃならない市なのか。

以上、5点についてさっと答えてくれたら、それで終わります。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） お答えさせていただきます。

まず、32ページの第9条の第3号ですが、この表現、以前の素案の場合に入らなかったじゃないかと御指摘なんです、以前の素案の第10条に一応書かさせていただいております。それを今回9条に条項を変えさせていただきました。やはりこれは9条では公開してはならない情報、それから10条では公開しないことができる情報と

ということで、できない、してはならない情報に格づけを上げさしていただいたわけでございます。

理由といたしましては、 に書いてますように、「人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全確保に支障が生ずるおそれ又は不当な差別による人権侵害が生ずるおそれがある情報」ということで、やはりこれは基本的な人権を守るためには当然してはならない情報ということで、9条に位置づけをさしていただいております。

それで、差別とはどういうことかということですが、いろいろございます。人種差別、国籍差別、男女差別等、先ほど申しましたように基本的人権にかかわる差別でございます。

それと、だれがそれを決めるのかという御指摘ですが、やはりこれも実施機関が責任を持って対応させていただきます。

それと、差別による人権侵害なのかということですが、これは表現いろいろございますが、いわゆる基本的人権を守るための言葉だと我々は位置づけさせていただいております。

それと、泉南市のみがこういう9条に入れているということが今御指摘ございましたが、やはり先ほども申し上げましたように、基本的人権、それから公共の安全確保のためには、当然ながらこれは9条で妥当だと思います。これはよそになればうちの特徴ではないかと思しますので、よろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） それはもう全くごまかしの話であって、まず基本的人権の問題で私は答えてもらいたい。憲法の言う基本的人権というのは、あなたの言うような今日の時点でそんな狭い差別——さっき聞いたでしょう。差別による人権侵害だけなのかと。基本的人権というのは、差別による人権侵害が基本的人権なんですか。基本的人権というたらこれだけなんですか。違うでしょう、憲法では。何で。そんな矮小化した人権侵害、おかしいでしょう。今日、人権侵害はどんなもにとらえとるんですか。環境権もあるでしょう。これ環境権はどうなるんですか。さっき言った公害によって著しく人権侵害を、環境権はどうなるんですか。差別による人権侵害だけというのは、こ

れはおかしいでしょう、こんな矮小化したものをここに載せるというのは。人権侵害はほかに幾らでもあるでしょう。違いますか。

なぜ差別だけ載せるんですか。具体的に答えてないですよ。差別による人権侵害、具体的に何ですか、これは。そんな抽象的な答弁ではあきませんよ、情報公開条例では。基本的には情報公開条例というのは、公開するということでしょう。1つ上に上げてこれを加えたというんですけどね。だから差別による人権侵害、具体的に何ですかと、これは。具体的に言いなさいよ。差別による侵害で、これは何ですか。答えな、これは情報公開条例が明確に出ませんよ。何ですか、差別による具体的な……。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） ただいまの憲法14条、私も十分承知しております。第1項にしましては、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」ということも十分承知いたしております。

差別はということですかということですが、やはり人種差別、男女差別、いろいろございます。それも認識いたしております。ですから、こういう9条に掲げさせていただいております。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） だから、それは答弁になってないわ。生存権の問題、環境権の問題に対する人権侵害も具体的に言われてないし。ここに書いてあるのは不当な差別による人権侵害、これのみでしょう、言うとするのは、差別による人権侵害で。だから、具体的に人権侵害には差別による以外の人権侵害もあるんですわ。そうでしょう。権力による人権侵害もあるし、行政による人権侵害もあるんですわ。エイズなんか典型的や、あれは。だから、差別による人権侵害は具体的に何かと聞いとるんや。情報公開条例でしょう、これ。何の情報公開条例ですか、これ。情報公開条例には、これはしてはならないという情報公開条例にも区別があるわけですか。情報公開条例にもあるの、そ

ういう区別が。ここはしてはあかと、ここはしてはあきまへんよと、あとはオープン。

それだったら、この情報公開条例というのは、私、最初は非常に評価したんですけど、これは50点以下でっせ、この項目が出てくるだけで。たったこれだけの項目で、この情報公開条例というのは極めて市民を制限し——そうでしょう。50点以下になりますよ、これ入ってくるだけで。このことが書いてあるだけで市民はいかに差別された情報公開で——そうでしょう。出されないものいっぱい出てくるんや、これで。

ちょっと聞きますけどね、この差別による不当な——どういうものか。同和行政、同和教育、市同促、いろんなもんがあるんですけど、具体的にこういうのは今回情報公開を求めたらあかんといいことですか。これは判定するんだから、そこまでちょっとここで委員会で作る前に基本的なことを聞きたいんですわ。同和関係というのはすべてそうですか、そうすると。部落問題というのは情報公開できないということですか。はっきり言いなさいよ。これはもうできないんやと。そしたら情報公開条例はマイナス50点ですわな、これで。はっきり言いますよ、これ。その点、どうですか。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 第9条の論議でございますが、やはり基本的人権、それから本市におきましては泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例等もございまして。それからいわゆる病気等、今成田議員御指摘の件もございまして。それも当然ながらやはり個人のプライバシーにかかわるものでありますから、その辺は当然ながら保護していかないとけないということで、そういう位置づけで出さしていただいております。

基本的人権を守るのももちろんでございますが、やはり警察、それからそういう捜査、それから逆に個人の病気等もございまして。そういうこともすべてそういう形で位置づけをさせていただいております。

それと、生存権等今議論になりましたが、これはやはり我々今回知る権利、説明責任のところでのその意図も酌みまして、今回1条の目的に明記さ

していただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 不当な差別による人権侵害だから、同和問題の関係、同和行政、同和教育、そういう問題の資料に対しては、これはできないことなのかということをお聞きとるんですわ。その答えはなっていないでしょう。それだけを僕は聞きとるだけや。人権侵害いうたらいろいろあるからな。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 9条の論議でございますが、個人のいわゆる個人情報、プライバシーに関しては対応できません、条項から外れて……（成田政彦君「そんなことはわかるとるねん」と呼ぶ）ですから、そういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） いや、一問一答形式で僕は聞いてない。そんなこと僕はよくわかるとるねん。だから、同和行政に関する、同和教育に関する、そういう同和問題に関する市の情報はだめなのかと聞きとるんや。そら個人問題、わかってますよ、そんなことは僕だって。同和問題に関することについてはどうかと聞きとるねん。

それから、もう1つ、ここに書いてある人権侵害というのは、不当な差別による人権侵害と、人権侵害が不当な差別と明確にこれのみに書かれるんですよ。もうこれしか、不当な差別しか人権侵害ととらえてないんや。そんなん違うねん、僕。だから、同和問題について、一切の公開、それはもう一緒ですと答えたら、それでいいわけなんです。個人の問題ははっきりそれは当たり前のことや。当たり前のことや、そんな個人のことは。同和問題はどうかと。それを答えたらええんや。当たり前のことや、そんなこと。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど課長から答えましたのは、第3号で、私、公共の安全の関係でございますから、主に個人にかかわるものがこれに入ってくるのではないかとこのように考えております。

先ほどから成田議員が言われております関係は、情報ということで第2条の情報の中に、公文書の関係でその辺の同和関係の仕事も情報としては入っておるわけでございます。ですから、その情報については公文書として現に管理されているものです。決裁または供覧の手続が完了して現に管理されている公文書については、公開の対象でございます。

議長（藪野 勤君） まとめてください。成田君。14番（成田政彦君） それでいいです。明確に市長公室長は同和問題も公文書として公開されるのは公開するということだから、これはもうそれでよろしいです。

ただ、最後に、僕が気になるのは、もう一遍、差別による人権侵害と、こういう狭めて矮小化した人権侵害のみが載っとるから、これは意見として、人権侵害というたらこれだけじゃないと思うんです、私は。それは素案の中から後でここに入ってきた事情がいろいろあると思うんです。これはちょっと納得しがたいと私は思います。これは意見として加えておきます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） もう多くの方が言いましたので、私10点ぐらいありましたけども、二、三点に絞ってお聞きしたいと思います。

ただいま議論されてる問題については、差別一般化じゃなしに、個人のプライバシーにかかわる差別ということに対する問題だというふうに理解をします。もう2つに絞ります。

44ページの13条、の「本人に知らせないことが適当と認められるもの」という、知らせないことが適当ということ認められるものというのは、どういったものがそうなのかということ、このところははっきりわからない点です。

そして、45ページの17条の第2項で、ここに「前項の規定による請求は」と書いてます。「実施機関が定める本人であることを確認できる書類を提示し」ということでありますけども、先ほどの答えを聞いてますと、どなたかのときに運用でということ言い合ったけど、これは運用の問題ではなくして、運用やったら他人が、全然関

係ない人がそれを取ることができるわけですから——できますよね。今の住民票とかあるいは印鑑証明ですか、あれと同じ形になるんじゃないかと。これは一定この条例の中に規定すべき問題じゃないかなというふうに私は思います。

この場合はどういう形の規定をするのかという問題がありますが、代理申請になりますから、障害を持ち、あるいは本人が表現できない場合もあり得ますから、それはそしたらだれがするんかいいうたら、他人がするんじゃなしに、例えば親族であるのか、あるいは何親等なのかということ僕を僕が明記した方が、個人情報ですから——そやないと、他の情報が結局ここで全部マイナスの作用をする可能性が僕はあるんじゃないかなというふうに思ってるわけで、その点はひとつお考えがあるのかどうかですね。

どうせ付託議案ですから、余り多く聞くわけにいきませんので、その点、できたら考え方があるのかどうかだけ示していただけるかどうか。逆に言うたら、そういうものをやるべきじゃないかというふうに思うんですが。

議長（藪野 勤君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） まず初めに、本人に知らせない方がという文言の表現でございますが、これはやはり評価ですね。正式評価とかいう意味の評価ですが、評価とかそれから病気、そういう等があるかと思えます。

それと、休憩前にも、ちょっと申しわけなかったんですが、45ページの第17条の2項の論議なんですが、代理人の方については我々も何点か想定をさせていただいております。

例えば休憩前に御指摘もありましたように、御本人が歩行困難とか病気等で来れない場合、それから極端な場合、未成年の場合、それから請求権者というんですか、そういう方が既にお亡くなりになられてる場合もあるかと思えます。そういう場合にどういう形をとればいいのかということで、保護条例ではあくまでも保護をする立場で一応書かさせていただいて、そのポリシーを持っております。

ただ、そういう場合に代理人をどういう位置づけで明記していくのが非常に相反する、矛盾し

た面もございまして、我々もどういう表現がいいか、これを条項に入れるのがいいのか、規則でやるのがいいのか、もしくは運用でやるのか、条例でやれば代理人をどういう位置づけで決めていくのか、この辺非常に悩んだところでございます。

ですから、運用で大体の線引きというのを決めさしていただいて、それで代理で来られる場合には、代理の証明、それと代理人を位置づけする証明、もし未成年者であれば親族とか後見人、それからもしお亡くなりになられてる場合等になれば相続権を有する方、いわゆる配偶者とか子供さんたちとかということになるろうかと思えます。そういうのを今後また規則で上げていくか、もしくは運用で位置づけるかは確定していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 守るということは、保護条例ですから当然あるべき姿だと思いますけども、どなたかが、必ずしもその方が親族がたくさんおったりとか、あるいは保護してるとかいう状態であれば、それはそれなりの方々がきちっと身分を明らかにしてできますけども、例えば遠くへ行って姓が変わってる場合がありますよね。ファーストネームが変わってる場合は、その方が親族であるかどうか分からないと。

それだったらわかる書類を提示しなきゃならないということを引きつうたわらない限り、どなたでも——極端な例を言いますが、例えば私、どなたかを介護してるとしまししょうか。そうかと。おばあちゃん大変やなということで、その人が余り自分を表現できない場合、私はその人のかわりに代理申請するということは、本来あってはならないんですよ。あってはならないんです。しかし、それをしようと思ったらできるんですよ。その人の認め印を押して委任状みたいなをつけてということはできるんですね。現在の先ほど申し上げたような申請の仕方というのはできて、情報をとるわけです。

特に、守るということであれば、むしろそのことをきちんとしとかない限り、結果的には守らない、プライバシーを破っていくんではないか。プライバシーをなくしていくんじゃないかという懸

念をするので、その点、もう少し運用というものがいいのかどうかを十分付託された委員会の中で論議いただいて、きちんと規定の中にはめていただければなというふうに思います。

全体申し上げたいことはたくさんありますけども、基本的にはこの後審査会あるいは審議会とか、それぞれの委員はどのような形で選ばれていくのかとか、それがどういう部分の人で、どのような資格——資格といいますか、経験があるのかということをもう少し——明らかに不安感の中で、実は公開審査されたときにどのような形になるのかなという若干の不安感もありますので、各委員の方につきましてはひとつ十分御審議いただいて、いい公開条例あるいは保護条例にさせていただくということを議長、お願い申し上げて、簡単に終わります。ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） 以上で本4件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号 泉南市情報公開条例の制定についてから議案第5号 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議条例の制定についてまでの以上4件につきましては、所管の総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程第14、議案第6号 泉南市固定資産評価審査委員会条例及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市固定資産評価審査委員会条例及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律により、固定資産税の価格等に係る不服審査申し出制度の見直し等が実施されるに伴いまして、泉南市固定資産評価審査委員会条例及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の

一部を改正するものでございます。

なお、今回の地方税法の主な改正点は、審査の申し出をすることができる期間を、改正前は固定資産課税台帳等の縦覧期間の末日後10日間でしたが、改正後は縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後30日までとする内容でございます。

61ページをお開きを願います。まず、第1条の泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、同条例中、第1条に引用しております第431条は、固定資産評価審査委員会に関する条例または規定事項について定められたものでございますが、本条例が削除され、第436条に変更されたため、改正を行うものでございます。

62ページをお開きを願います。第10条中に引用をいたしております第433条は、固定資産評価審査委員会の審査の決定の条項でございますが、第8項は文書による通知について定めているものでございますが、項の追加により第12項に変更するものでございます。

次に、63ページをお開きを願います。地方税法433条の改正に伴い、第7条に審査申出人の口頭による意見陳述の項を新設するものでございます。また、今回の改正に合わせまして、各条文全体を見直し、句読点の挿入など条文の文言についての修正をあわせて行ったものでございます。

次に、64ページ、第2条、議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の改正につきましても、地方税法の一部改正により同法の条項番号を引用している部分について改正を行うものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第7号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第16、議案第8号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました議案第7号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例及び議案第8号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

まず、第7号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成11年4月1日に公布、施行されたことに伴い、補償基礎額及び扶養親族加算額、介護補償の額が引き上げられましたため、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書69ページでございます。改正の内容といたしましては、第5条第2項第2号中の消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者の補償基礎額の最高額「14,500円」を「14,600円」に引き上げ、最低額9,100円が据え置き、同条第4項中の扶養親族のうち特定期間扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間でございますが———にある子の加算額1人につき「133円」を「167円」に改正するものでございます。

次に、第9条の2第2項第1号中の常時他人介護補償額「107,100円」を「108,000円」

に、同項第2号中の家族介護最低補償額「58,150円」を「58,570円」に、同項第3号中の随時介護、他人介護補償額「53,550円」を「54,000円」に、同項第4号中の家族介護最低補償額「29,080円」を「29,290円」に引き上げ、改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降の損害補償に適用となってございます。

次に、議案第8号につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成11年4月1日に公布、施行されたことに伴いまして、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額が改正されたことにより、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書73ページをお開きを願います。改正の内容といたしましては、別表でお示しをしておりますが、最高額、消防団長30年以上で「910千円」を「915千円」に、最低額、団員5年以上10年未満「125千円」を「130千円」に一律5,000円引き上げるべく、改正をするものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認賜りませうお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） 細かい数字で実態的にはどうかということが、いつもこういう改正案のときはわからないんですが、やはり1つのモデルを示して御説明を、特に手当関係はひとつモデルを示して御説明をいただきたい。

それから、退職金の方では30年間消防という業務につかれて、しかも団長で100万にも満たないという、こういう金額なんですが、地場産業を支えている方が、いざ火事となれば自分の仕事

をほうって消火に飛び出ていくという、そういう大変貴重な文化、仕組みだと思うんです。

地場産業が景気がいいときであれば、金額がなくても自動的に地場に根を張って仕事をしている方が多いと思うんですが、最近はだんだん地場産業も苦しくなって、そういう地元根づいた職業というのはだんだん少なくなって、こういう消防団を担う方も少ないんじゃないかなと思うんです。

そういう点でこういう低い補償というものは、やはり時代の中で見直していかないかんのじゃないかなと思うんですけども、そういう実態に即して、こういう改正のときに政令なり国の方で改正したら自動的に上がってくるわけなんですけども、日ごろこういう状況の中でどのような意見をそういう政府なり国にきちっとやっておるのかということも含めて御説明をいただきたいと思います。議長（藪野 勤君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。小川消防長。

消防長（小川眞弘君） まず、1点目のモデルについて御説明申し上げます。

まず、公務中に死亡し、公務災害等に認定された場合の遺族年金額でございますが、この場合、10年以上20年未満の在職ということでございます。階級は副分団長で勤続年数11年、扶養家族が妻と子供2人、10歳と7歳で計3人ということでございまして、従来の補償でございますと、補償基礎額が大体1万2,699円、それから遺族年金額が269万2,200円でございます。今回の改正に伴いますと、補償基礎額が1万2,749円、それから遺族年金額が270万2,800円でございます。その差額がざっと1万600円でございます。

それから、次に御質問のありました消防団員の退職金に伴います報酬というんですか、そういうものでございますけれども、これにつきましては、泉南市で報償と、それから報酬ということで年額で支払っております。そういうことでございまして、この退職報償金につきましては、国の準則というんですか、国の方から国家公務員の給与ベースに合わせたもので改正をしますので、それに合わせて一応今回は一律5,000円の値上げと

いうことでございます。

これにつきまして国とか府への意見ということでございますけれども、現在のところそういう意見というようなことで、国とか府からの意見についての調査ということもございません。そしてまた、国の準則を守っておりますので、こちらからそういう機会がございましたら、また意見を上申することもございますけれども、現在のところはやっておりません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 実態を私、今よく御説明したように、ただでさえ苦しい地場産業の中でこういう公的な仕事に携わってる割には、今言う270万、亡くなった場合でもそういう金額、また30年も勤めて91万という、私はとても今の常時の消防体制を支えて余りある役目をしていらっしゃると思うので、やはりそういう特に地場産業——都会には余りないシステムだと思うので、そういうことは積極的に言って、そういう方がそういう働きに応じたというんか、働きにこたえるような待遇をしていくことが、今経費の節減ということで常設の職員の問題がいろいろ議論されとるわけですから、火事のとくにいざ飛んでいくという、こういう人たちの存在は大変貴重ですし、こういうものがなくなってしまえば、もっともっとコストがかかるわけですから、もう少し実情に合わせたこういうシステムをほんとの意味で残していくような努力を、意見を聞かれるから言うんではなしに、やっぱり積極的にそういうことも言っていたかないとなかなかわからないわけですから、ぜひ積極的に今の現状を踏まえて努力していただきたい。

次の提案のときぐらいは、そういうことを言ったことについてどうだったのかと、どういう問題があるのかということも含めてちゃんと報告いただきたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号及び第8号は、いずれにつきましても原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る30日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る30日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時57分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄